6　外国人

今日、日本を訪れる外国人は増加の一途をたどっており、外国人と共に働くことも珍しくありません。

その一方で、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人をめぐる問題や、外国人の就労に関わる差別をはじめ、さまざまな人権問題が存在しており、特に、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が社会問題化し、2016（平成28）年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行されるに至っています。

外国人住民の増加に伴い、国籍や民族などの異なる人々がお互いの文化や価値観の違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていこうとする、多文化共生の取組が重要になっています。

高知県では、（公財）高知県国際交流協会を中心に、日本語講座や国際交流のイベントの開催等を通じて相互理解の促進を図るとともに、外国人住民が安心して暮らすことができるよう、2019（令和元）年に「高知県外国人生活相談センター」を開所し、生活等に関する相談事業を実施しています。

本市でも、姉妹・友好都市との親善交流や、国際交流員として招致している外国青年活動を中心として、市民の諸外国への関心を高め、異文化への理解を深める取組を進めています。

（1）　課題

今日、異なる民族や文化的背景をもつ人々が、同じ地域の住民として共に暮らすことは、当たり前になってきています。

2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、外国人の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「外国の生活習慣や文化などへの理解不足や偏見がある」の回答割合が最も高く、次いで「保健、医療、防災、教育などの生活に必要な情報を十分に手に入れることができない」、「就職・職場で不利な扱いを受けたり、搾取される」の順となっています（図16）。

外国人を含むすべての人の人権を守り、安全・安心な暮らしを保障するためには、互いを人として尊重し合い、日常生活のあらゆる場面において、多文化共生の視点での工夫や配慮を施していくことが求められます。

また、ヘイトスピーチ等の差別的言動はもとより、言葉や生活習慣等の壁によって外国人を孤立させることがないようにしていく必要があります。

(2)　取組方針

外国人への偏見や差別の解消に向け、多様な文化や慣習、民族の違い等を理解し、尊重する意識の醸成を図ります。

①　教育・啓発の推進

- 市民一人ひとりが文化や慣習の違いによる偏見や差別意識を持つことのないよう、相互理解を深め、人権を尊重する教育・啓発を推進します。
- 姉妹・友好都市との相互交流等を通じて文化の多様性への関心や理解を深めます。

②　相談・支援体制の充実

- 外国人の人権や、日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとについて、相談者の立場に立った適切な支援を行うとともに、関係機関との連携を図り相談機能の強化を図ります。

③　外国人への配慮等

- 日常生活に必要な情報の多言語化や、多言語の情報発信に努めます。
- 帰国・外国人である子どものために、日本の学校生活への適応を支援します。
- 外国にルーツを持つ子どもや保護者への支援の充実を図ります。

市民意識調査結果

図16　外国人の人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（○は3つまで）

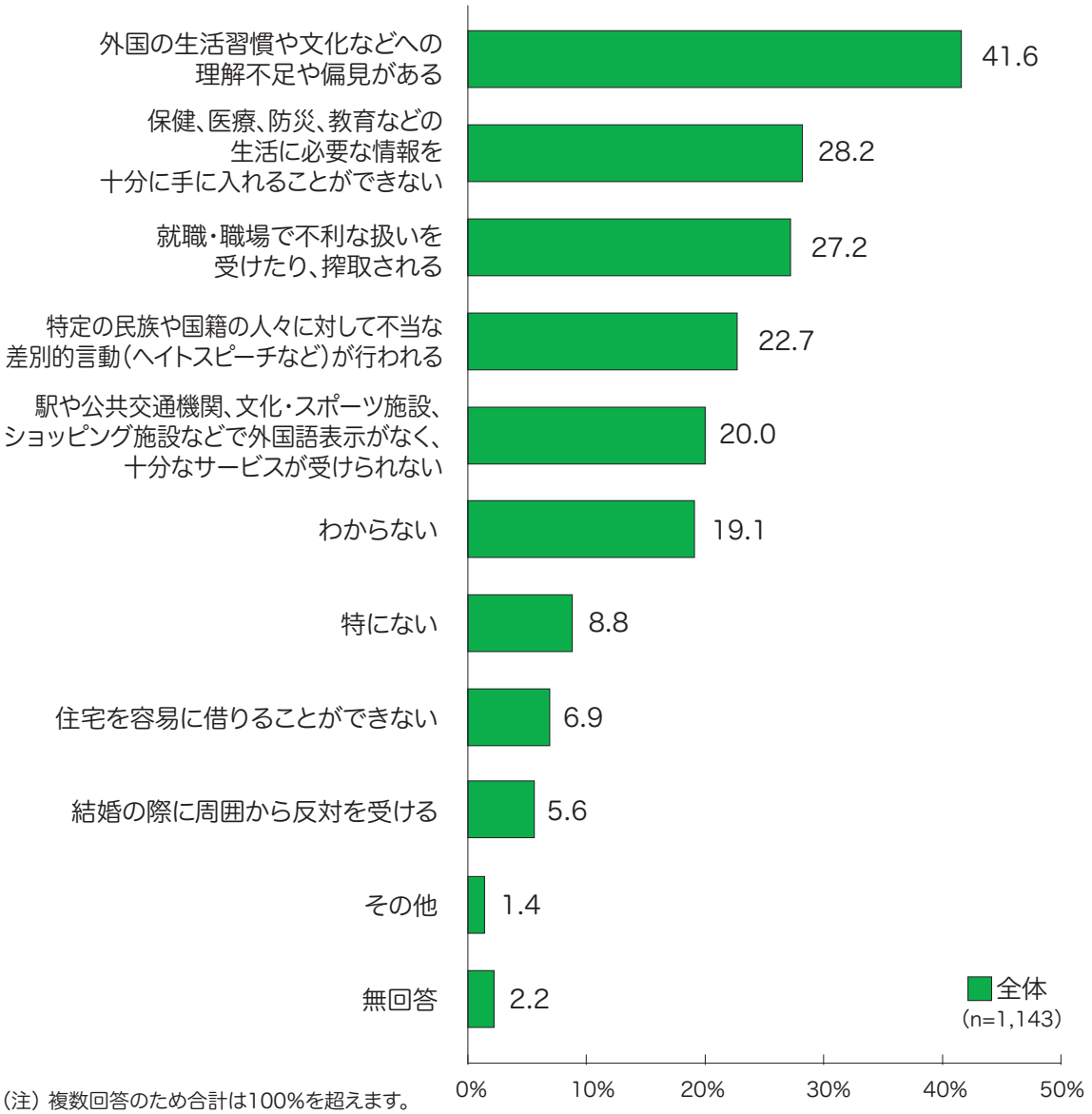

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

図17　外国人の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

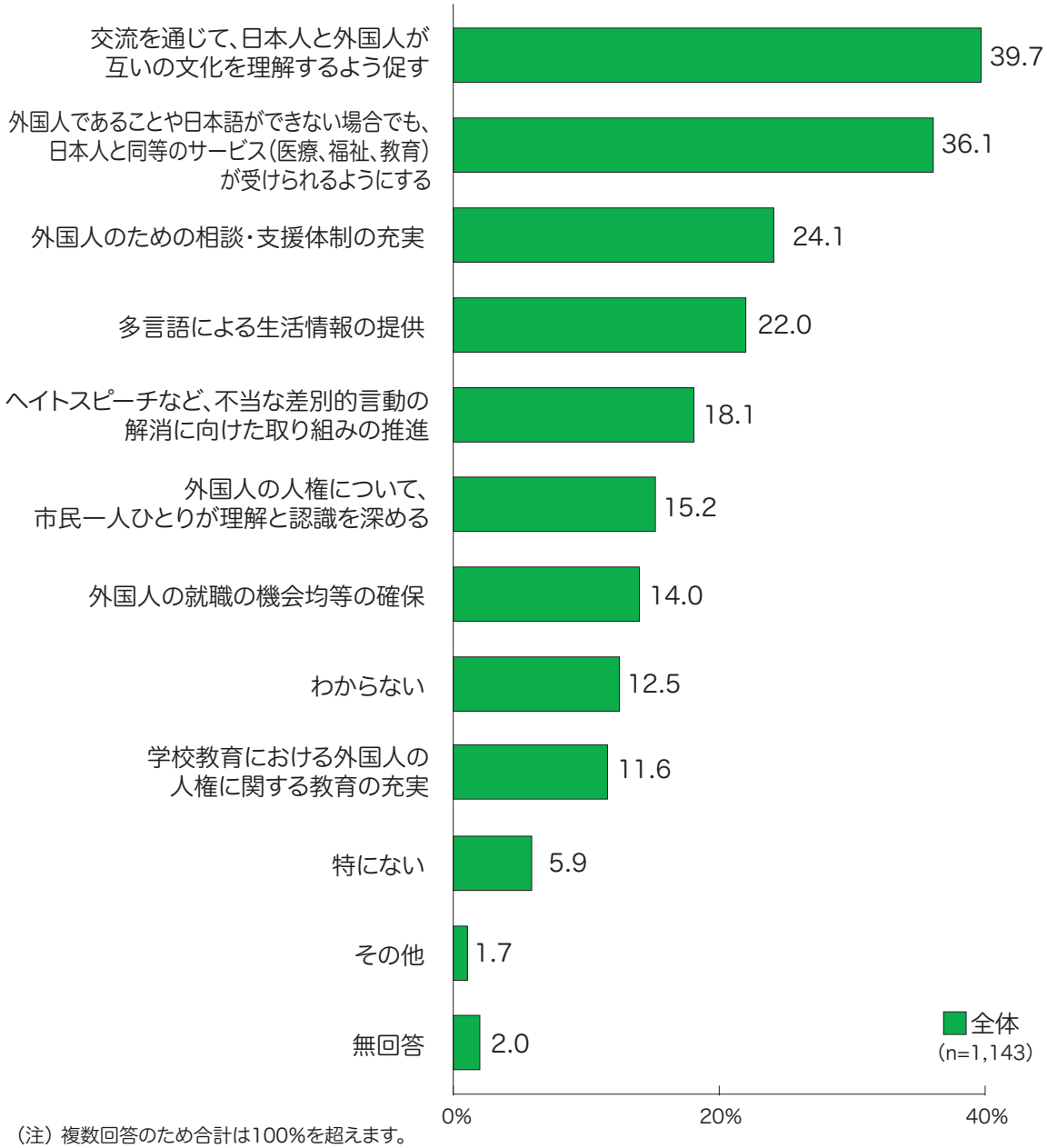

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

7　感染症患者等

わが国における「らい予防法」によるハンセン病※8患者の長期間にわたる隔離政策と、病気に関する誤った認識等に起因する偏見と差別は、患者や家族に多大な苦痛と苦難を与えてきました。2019（令和元）年の「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」により、対象となるハンセン病元患者家族には補償金が支払われることになりましたが、今も尚、ハンセン病療養所の退所者の中には、施設外での医療・介護態勢やこれまでの偏見、差別への不安から療養所に戻る方も少なくないという現実があります。

私たちは今日も、さまざまな感染症のリスクに晒されており、特に治療薬やワクチンが未開発の感染症が発生した場合には、感染に対する恐怖や不安が人々をパニックに落としいれ、患者やその関係者、医療従事者等に対する不当な扱いを生じさせることがあります。

実際、2020（令和2）年の、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行においても、感染された方をはじめ、その家族、治療に当たられている医療機関関係者などの関係者に対して不当な取扱いをする、インターネット上のサイトやSNS等に誹謗中傷の書き込みを行うといった、差別やいやがらせが問題になりました。

（1）　課題

1999（平成11）年施行の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」には、「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群※9等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」と記されています。

誤った知識や思い込みは、人々の感染への恐怖や不安を増長させることで、感染患者やその周りの人々に対する不必要な強制やプライバシーの侵害、根拠のない差別や誹謗中傷を生み、それらは、結果的に、検査や治療から人々を遠ざけ、かえって感染拡大をもたらしてしまう恐れがあります。

2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、感染症患者等の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「悪意のある噂を流されたり差別的な言動をされる」の回答割合が最も高く、次いで「罹患したことにより、本人や家族などのプライバシーが侵害される」、「就職・職場で不利な扱いを受ける」の順となっています（図18）。

感染症への対応においては、医学的・疫学的見地からの正確な情報を迅速かつ適切に提供することが大切であり、すべての人がお互いを思いやりながら協力して冷静に行動することが求められます。

市民の生活及び健康を保護し、感染症が生活等に及ぼす影響を最小限にするためにも、患者等への人権に配慮した対応に努め、市民への正しい知識の普及啓発を推進していく必要があります。

(2)　取組方針

感染症患者等への差別や偏見の解消に向けて、市民が不確かな情報に惑わされたり、過度に恐れたりすることのないよう、感染症に対する正しい理解と認識の普及に努めます。

また、過去に生じた感染症に関する誤った認識や差別の現実についての理解を深め、その教訓を生かして、人権侵害が起こらないための取組を推進していきます。

①　感染症等に関する正しい知識の普及・情報提供

・　感染症等に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発、また、正確な情報の収集・分析および提供に努めます。

②　相談・支援体制の充実

・　感染症患者等の人権について、相談窓口の周知に努め、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。

③　医療・検査体制の充実

・　感染症の予防、感染拡大の防止に資するため、医療・検査体制の充実を図ります。

・　感染症患者等のプライバシーに配慮し、個人情報の適切な管理を徹底します。

用語解説

※8　ハンセン病

ハンセン病は、もともと病原性の弱い「らい菌」による感染症。過去には遺伝病と誤解されたり、恐ろしい病気として患者の強制隔離も行われたりした。現在は、適切な治療により完治することができる。

※9　後天性免疫不全症候群（エイズ）

後天性免疫不全症候群（エイズ）とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる感染症で、HIVに感染すると身体を病気から守る免疫系が破壊されて、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすい状態になり、これらの病気が発病した状態（人）をエイズ（患者）という。また、発病はしていないが、HIVに感染した人をHIV感染者という。

市民意識調査結果

図18　感染症患者等の人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（○は3つまで）

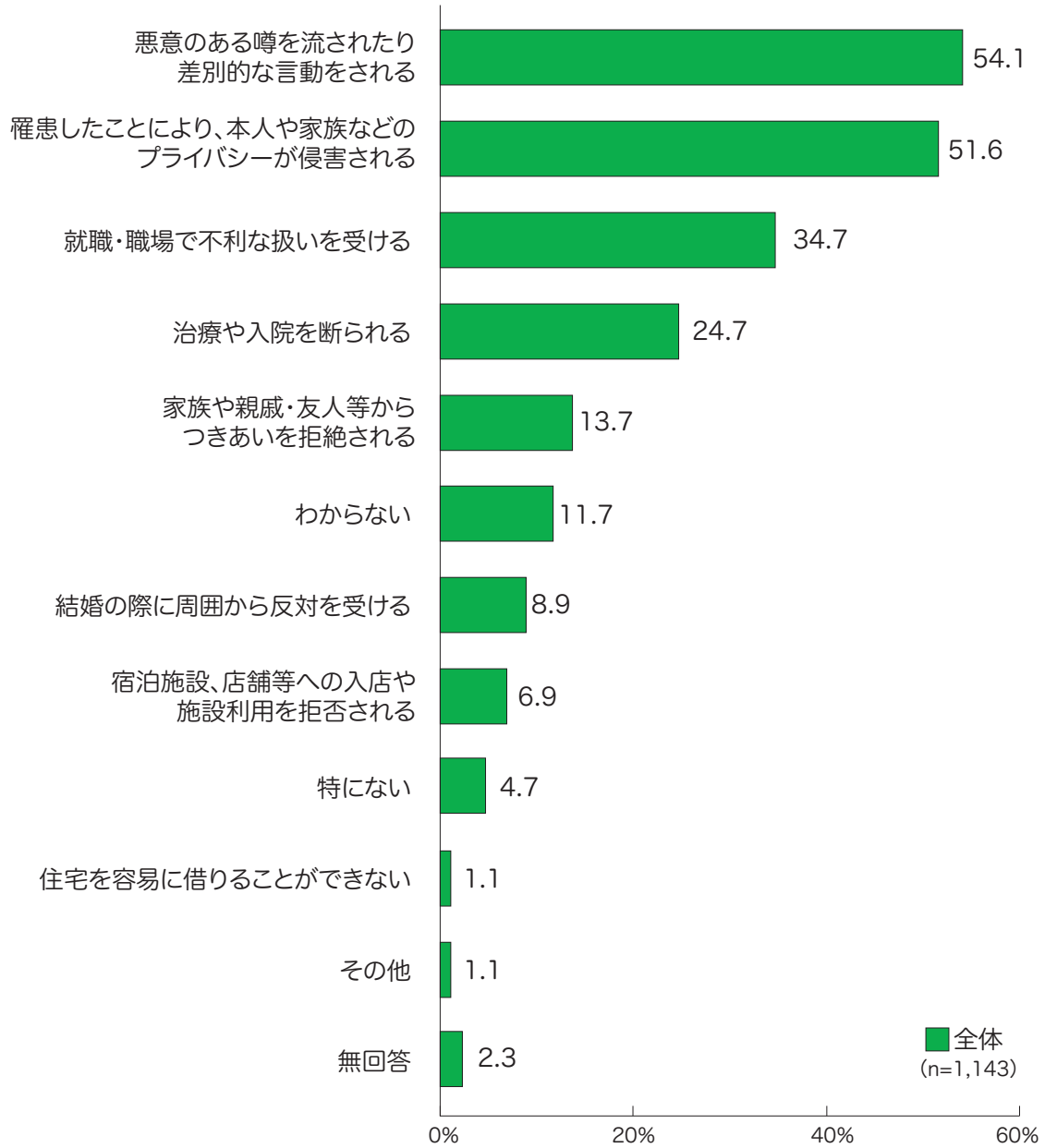

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

図19　感染症患者等の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
（○は3つまで）

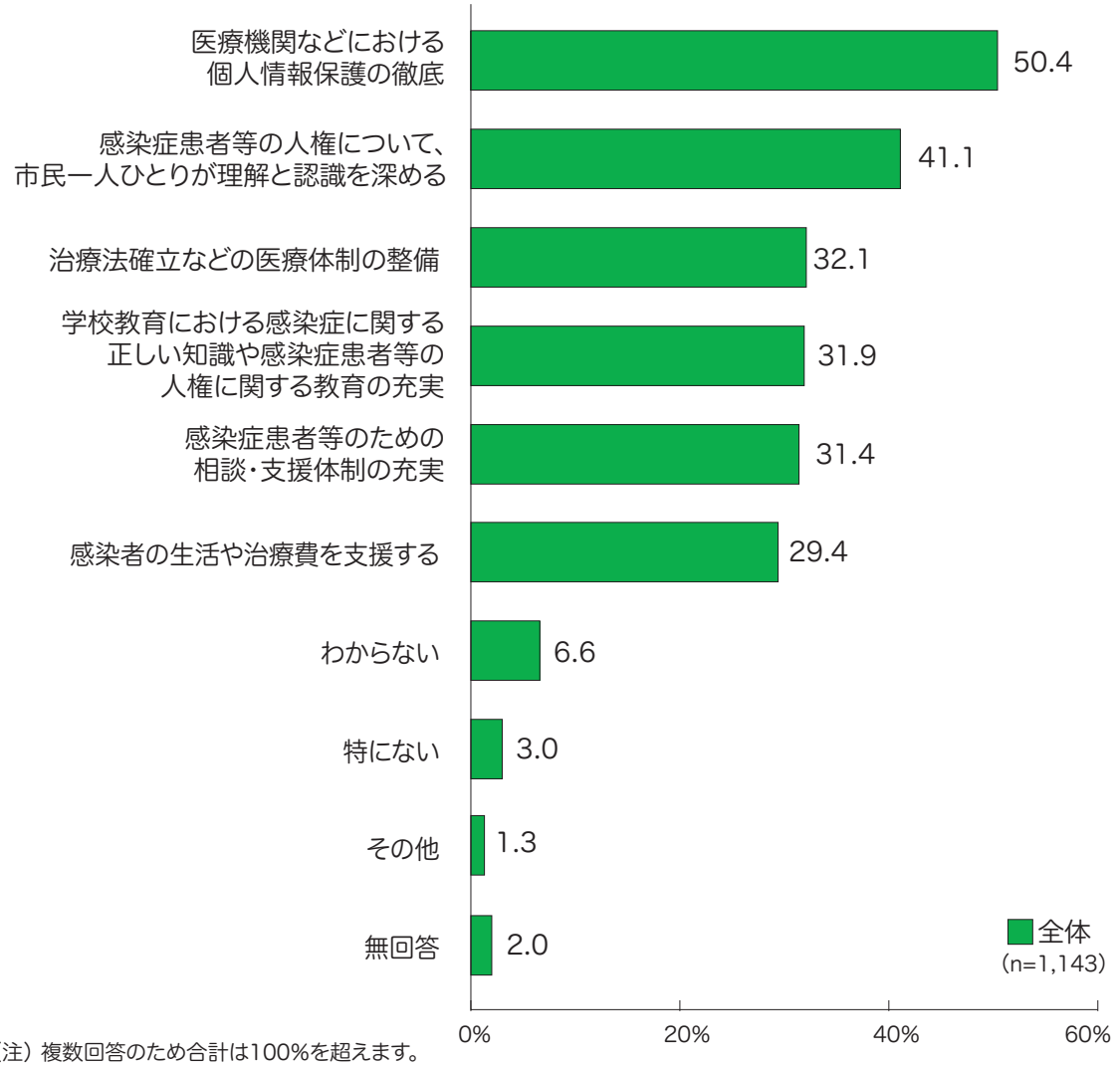

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

8　性的指向・性自認

性のあり方は、主に、「からだの性（身体的な性）」、「こころの性（性自認）」、「好きになる性（性的指向）」、「表現する性」の４つの要素のいずれか、または、いくつかの要素の組合せで特徴づけられています。その組合せは多様であり、それぞれの要素の中でもどちらか一方にはっきりと分けられるものでもないことから、「性はグラデーション」と表現されることもあります。

性のあり方に関しては、『ＬＧＢＴ』ということばが、少数派の人々（性的マイノリティ）を総称することばとして使われていますが、最近では、性は多様であり、誰もが皆一人ひとり異なる自分の性を生きているという考え方に基づき、『ＳＯＧＩ（性的指向・性自認）』を用いることが増えてきました。

近年、同性パートナーシップを公的に認めたり、企業においてもＳＯＧＩに配慮した社内制度を設けたりするなど、多様な性のあり方を尊重し、性的マイノリティを支援する動きが活発化しています。

本市においても、2020（令和２）年11月、性的指向・性自認を理由とするあらゆる差別や偏見をなくし、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちを実現するため、「高知市にじいろのまち宣言～多様な性を認め合うまちへ～」を行い、同年12月「にじいろのまち・職員ハンドブック～性的指向・性自認（SOGI）について理解し、行動する～」の策定、令和３年２月「高知市パートナーシップ登録制度」の導入等、さまざまな取組を推進しています。

（1）　課題

性的マイノリティの人口比率は、3～10%と推定されていますが、自らカミングアウト※10しなければ周囲から認識されません。また、偏見、差別などを恐れて打ち明けられない人もいます。

また、そうした「見えにくいマイノリティ」であるが故に、人知れず、学校や職場、地域社会等の生活のあらゆる場面において、さまざまな悩みや困難を抱えている人が多く存在しており、多様な性のあり方に対する無理解や誤解からくる、差別的言動やからかいも横行するなどしています。また、興味本位に、他人のセクシュアリティ（性のあり方）を本人の許可無く公開する（アウティング）などのプライバシー侵害行為も問題となっています。

2020（令和２）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、ＬＧＢＴ等の性的少数者の人権に関することで特に問題があると思うことについて、「世間から好奇や偏見の目で見られる」の回答割合が最も高く、次いで「身体の性と心の性が一致しない人に対応した設備（トイレ、更衣室等）が整っていない」、「相談できる相手が少ない」の結果となっており（図20）、一人ひとりが尊重され安心して自分らしく暮らせる社会の実現に向けて多様な性のあり方についての理解を広めるとともに、性的マイノリティやその家族が抱える困難を理解し解消していく取組が必要です。

(2)　取組方針

性的指向や性自認を理由とする差別や偏見の解消に向けて、多様な性のあり方に関する理解の増進を図るとともに、性的マイノリティが抱える困難の解決に取り組みます。

①　教育・啓発の推進

- 市民・事業者への啓発を推進し、多様な性のあり方に関する理解の増進を図ります。
- 「にじいろのまち・職員ハンドブック」を活用し、職員の意識啓発と適切な対応の推進に取り組みます。
- 多様な性のあり方に関する理解の促進と適切な対応が図られるよう、教職員に対し研修の実施や情報提供を推進します。

②　相談・支援体制の充実

- 性的指向・性自認について、専門窓口を設置し、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組みます。
- 性的指向や性自認に関する子どもたちの悩みに適切に対応していきます。

③　社会的理解や多様な性のあり方を尊重する取組の推進

- パートナーシップ制度の導入等、社会的理解を促進し、多様な性のあり方を尊重する取組を推進します。

用語解説

※10　カミングアウト
これまでに公にしていなかった自分の性的指向や性自認等を本人が表明すること。

市民意識調査結果

図20　ＬＧＢＴ等の性的少数者の人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（○は３つまで）

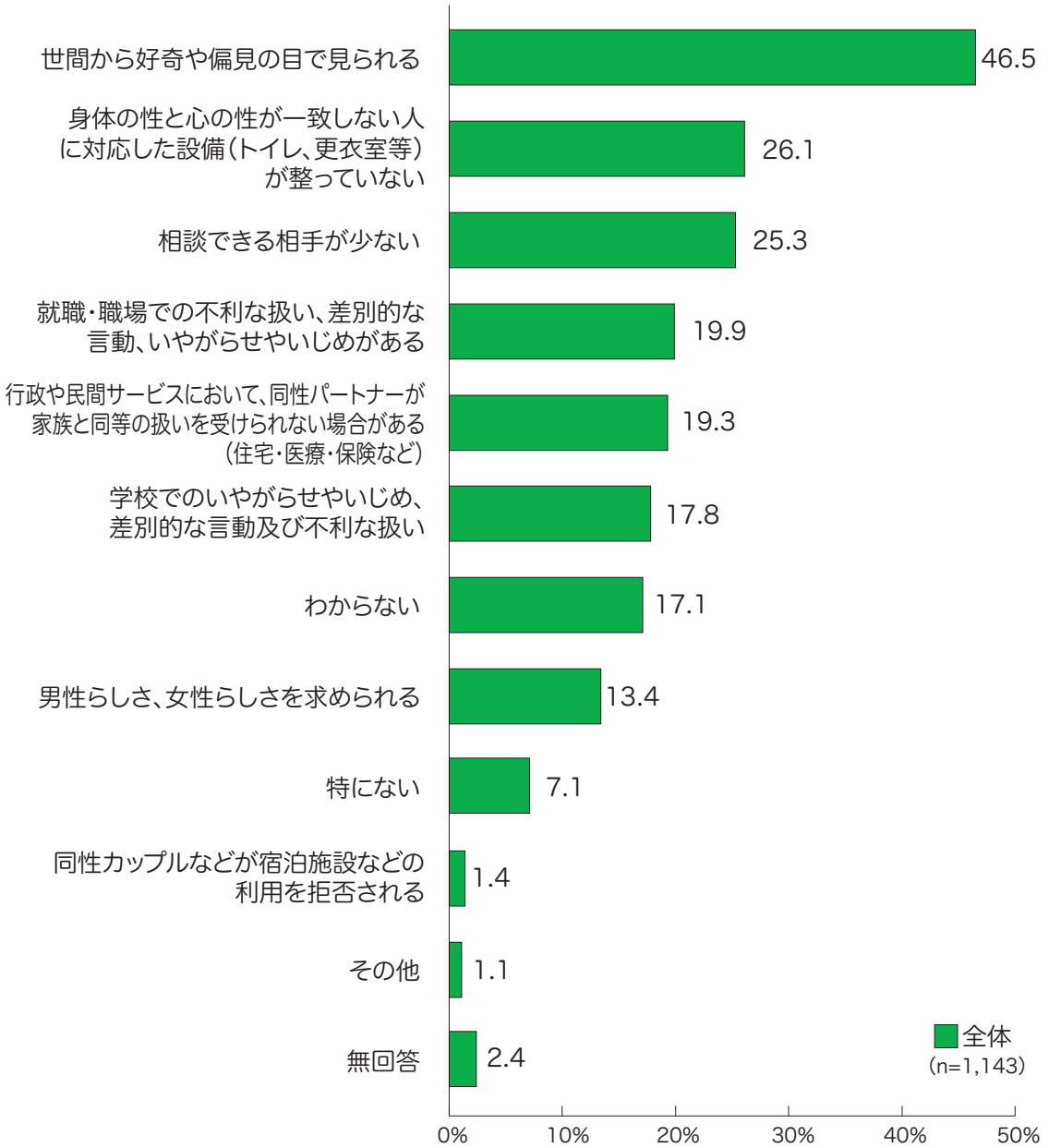

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

図21　ＬＧＢＴ等の性的少数者の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

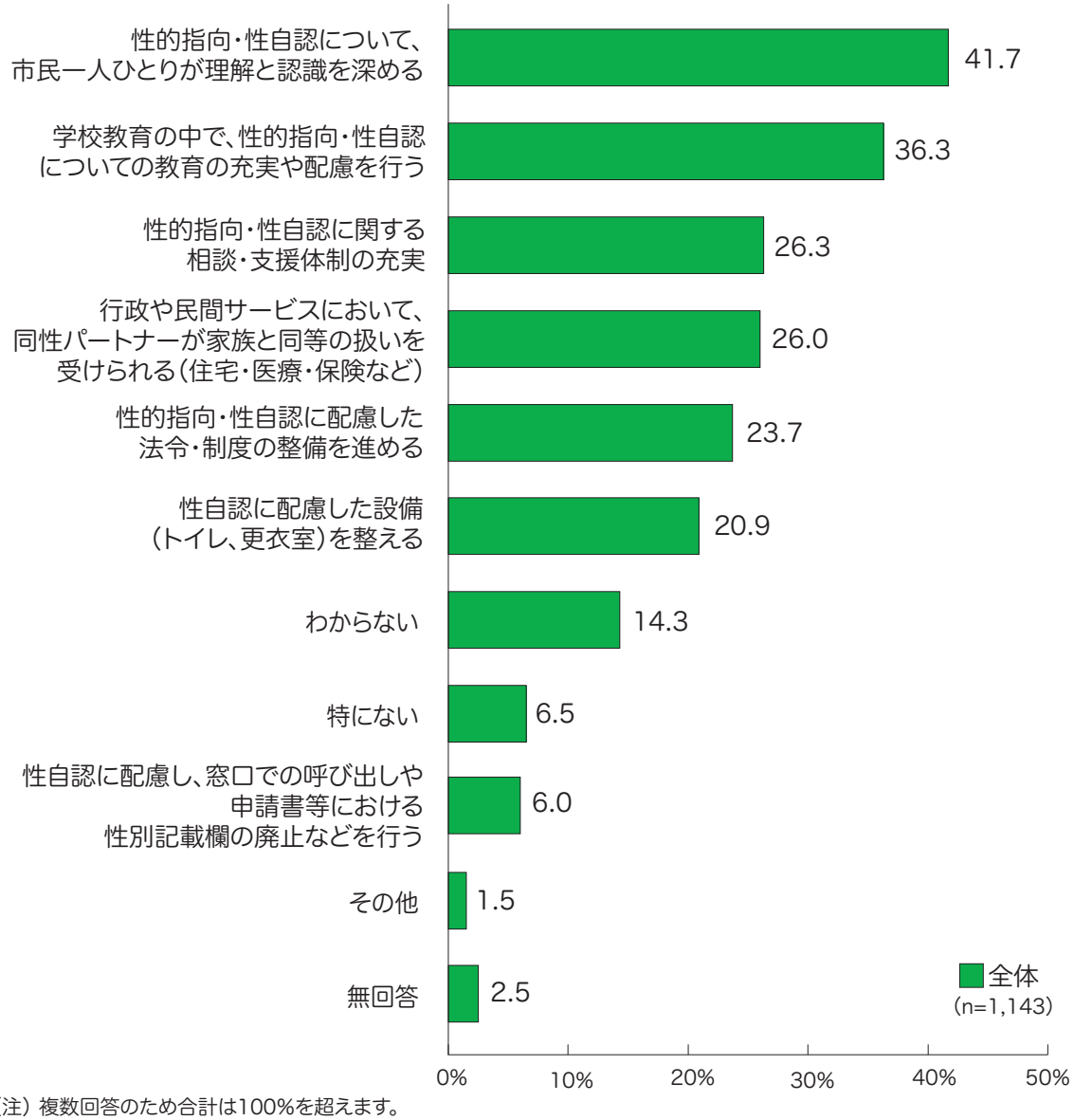

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

9　職場の人権

働くことは、人の人生や社会生活において大きなウエイトを占めており、人間らしく働くことができなければ、健康で豊かな生活も望めません。

わが国においては、長時間労働や過重労働、過労死、職場におけるハラスメント、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の格差など、働く人々をとりまくさまざまな問題があります。

国では、2014（平成26）年に「過労死等防止対策推進法」を施行、また、働く人がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できるよう、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）を平成31（2019）年4月から順次施行し、そのなかで、長時間労働の是正や、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消のための措置、職場におけるパワー・ハラスメント防止対策の事業主への義務付け、セクシュアル・ハラスメントや妊娠・出産・育児休業に関するハラスメントに係る防止対策の強化が図られてきました。

（1）　課題

長時間労働、さまざまなハラスメント、非正規雇用などの賃金格差、男女間の不均等待遇などの問題だけでなく、生産性の向上や人材の確保といった経営上の視点からも、多様な人材がそれぞれの個性と能力を十分に発揮しながら働くことができる職場環境を整えていく取組が求められています。

2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、職場に関することで、人権上特に問題があると思うことについて、「長時間労働や休暇の取りにくさなどから、健康で文化的な生活が送れない」の回答割合が最も高く、次いで「仕事と育児や介護などの家庭生活との両立が難しい」、「非正規雇用と正規雇用者の待遇の差が大きくなっている」の順となっており（図22）、また、働く人のライフステージやライフスタイル、年齢や障がいの有無、家庭の状況等といったことに配慮した柔軟な働き方を可能にする取組も必要になっています。

(2)　取組方針

すべての働く人々が、働きがいを感じながら人間らしい仕事（ディーセントワーク）に従事することができる社会づくりをめざし、職場の人権に関わるあらゆる問題の解決に向けた取組を進めます。

①　研修・啓発の推進

- 事業者等を対象とした人権研修会、啓発資料や情報提供等、啓発を推進します。
- 事業者等の自主的・主体的な人権教育等に関する活動を支援します。

②　相談・支援体制の充実

- 職場における人権侵害等に関する相談に関係機関と連携して対応するとともに、働く人の権利擁護の立場での支援に努めます。

③　安心して働くことができる職場環境づくり

- 事業者に対して、労働基準法等の関係法令の周知・浸透を図り、本人の資質等に関係のない不当な扱いの防止や相談窓口の設置、育児・介護・治療等をしながら就業を継続できる職場環境の整備に向けた働きかけや長時間労働防止のための啓発を行うことにより、働く人一人ひとりがそれぞれの個性や能力を発揮できる社会の実現に向けて関係機関と連携し取り組みます。

市民意識調査結果

図22　職場に関することで、人権上特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（○は3つまで）

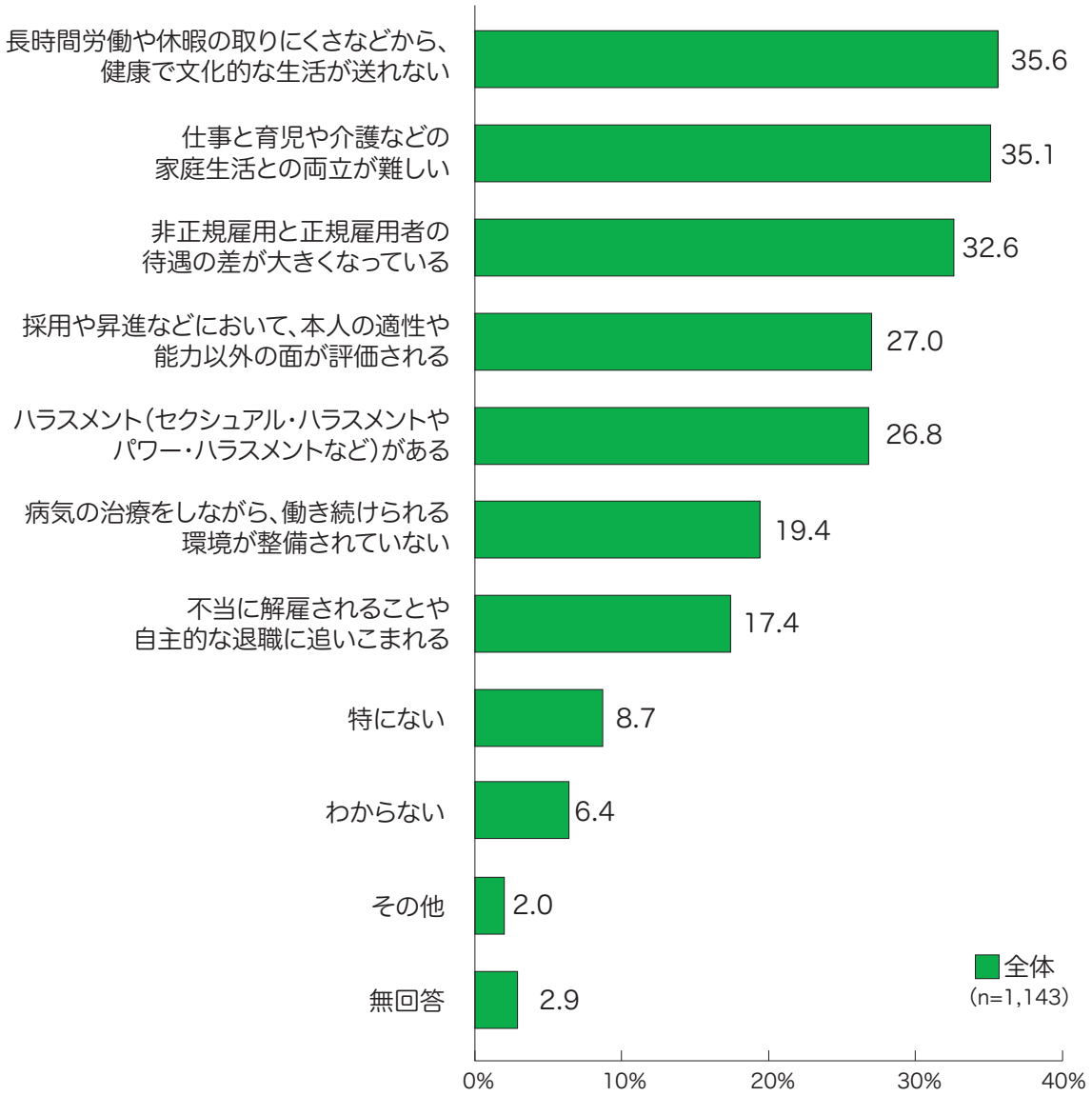

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

図23　職場での人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

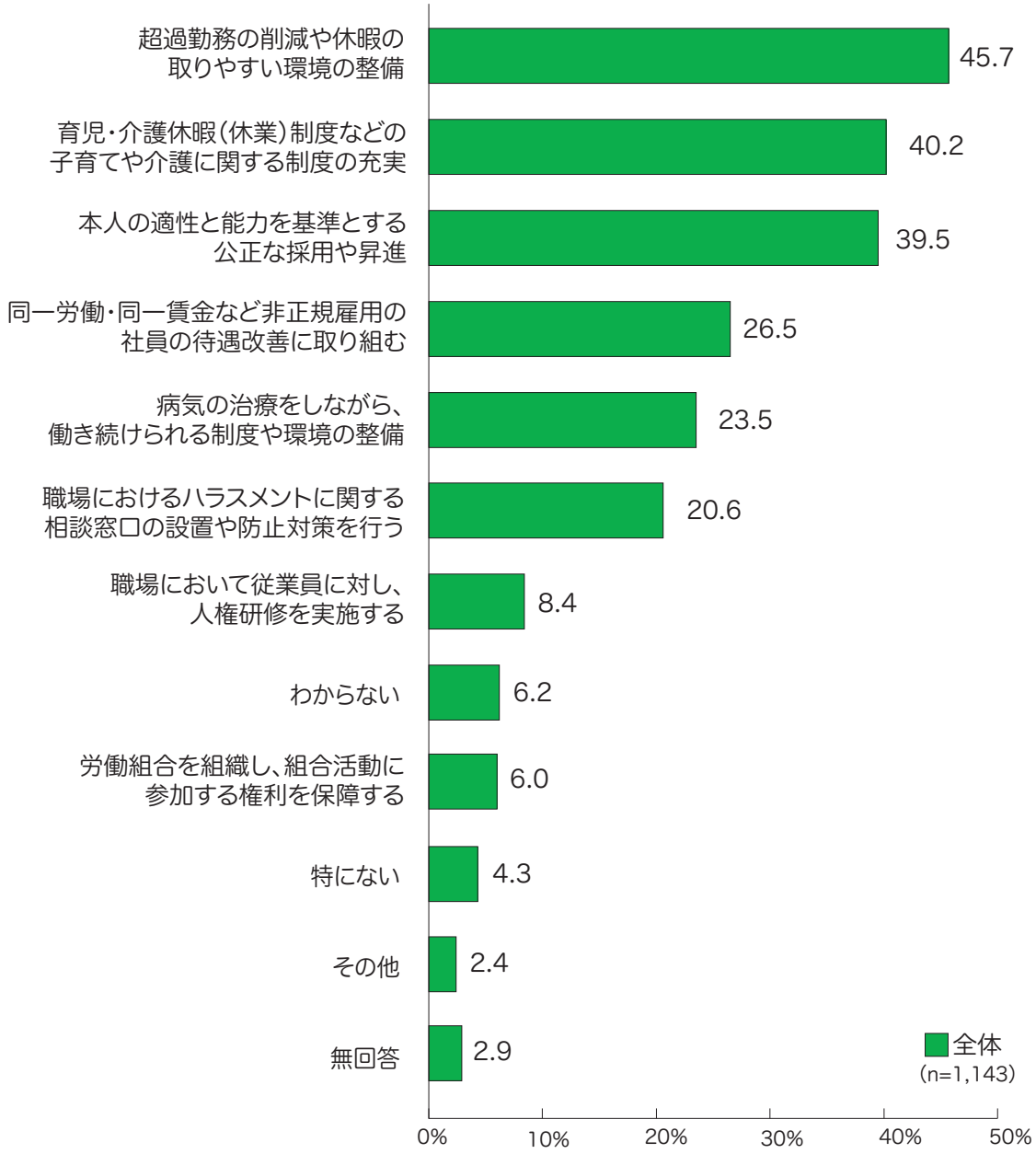

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

10　犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族にとって、加害者による直接的な権利侵害だけではなく、収入の途絶や医療費や弁護士費用などの経済的負担、捜査や裁判などでの精神的・時間的な負担、過剰な取材や報道やいわれのないうわさや中傷によるプライバシーの侵害等の二次的な被害も深刻な問題です。

国では、犯罪被害者等の権利や利益の保護を図るための施策を総合的かつ計画的に実施していくため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」を施行し、その翌年に作成した「犯罪被害者等基本計画」に基づいて具体的な支援の取組を行っています。

また、高知県においても、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の権利利益の保護を図っていくため、2020（令和2）年4月に「高知県犯罪被害者等支援条例」を施行しました。

本市においても、総合的対応窓口において相談を受け、高知県警察やこうち被災者支援センターなどの専門的窓口との連携の下、具体的な支援につなげています。

（1）　課題

私たち誰もが犯罪の被害者等になる可能性があります。

犯罪被害者等に対する支援制度の整備が進む一方で、被害者や家族等が興味本位のうわさや心ない中傷などにより、名誉を傷つけられたり生活の平穏を脅かされたりするといった問題が生じており、こうした二次被害を生じさせないことが大切です。

2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、犯罪被害者等の人権に関することで、特に問題があると思うことについて、「過剰な取材などによる私生活の平穏やプライバシーの侵害がある」の回答割合が最も高くなっており（図24）、市民一人ひとりが、犯罪被害者とその家族等が置かれている状況を思いやり、当事者の名誉やプライバシーに配慮することの重要性を理解する必要があります。

また、「警察に相談しても必ずしも期待どおりの結果が得られない」、「犯罪による精神的・経済的負担が大きい」ことが特に問題だとする回答割合も高く（図24）、犯罪被害者等の回復・軽減を図り、元の生活を取り戻すために必要な支援の充実が求められています。

(2)　取組方針

犯罪被害者等が安心して生活できるよう、犯罪被害者等の権利の擁護に関する啓発を行うとともに、警察や民間の支援団体等と連携し総合的な支援を行います。

①　教育・啓発の推進

・　犯罪被害者等の人権擁護にかかる問題についての理解を深める啓発を推進します。

②　相談体制の充実

・　総合的相談窓口において相談に対応するとともに、関係機関との連携の下、適切な支援の実施に努めます。

・　犯罪被害者等を保護・支援していくため、被害を受けた直後から、再び平穏な生活を取り戻すために必要な支援が途切れることなく提供されるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。

③　犯罪被害者等の権利利益の保護

・　犯罪被害者等のプライバシーに配慮し、個人情報の適切な管理を徹底します。

市民意識調査結果

図24　犯罪被害者等の人権に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（○は3つまで）

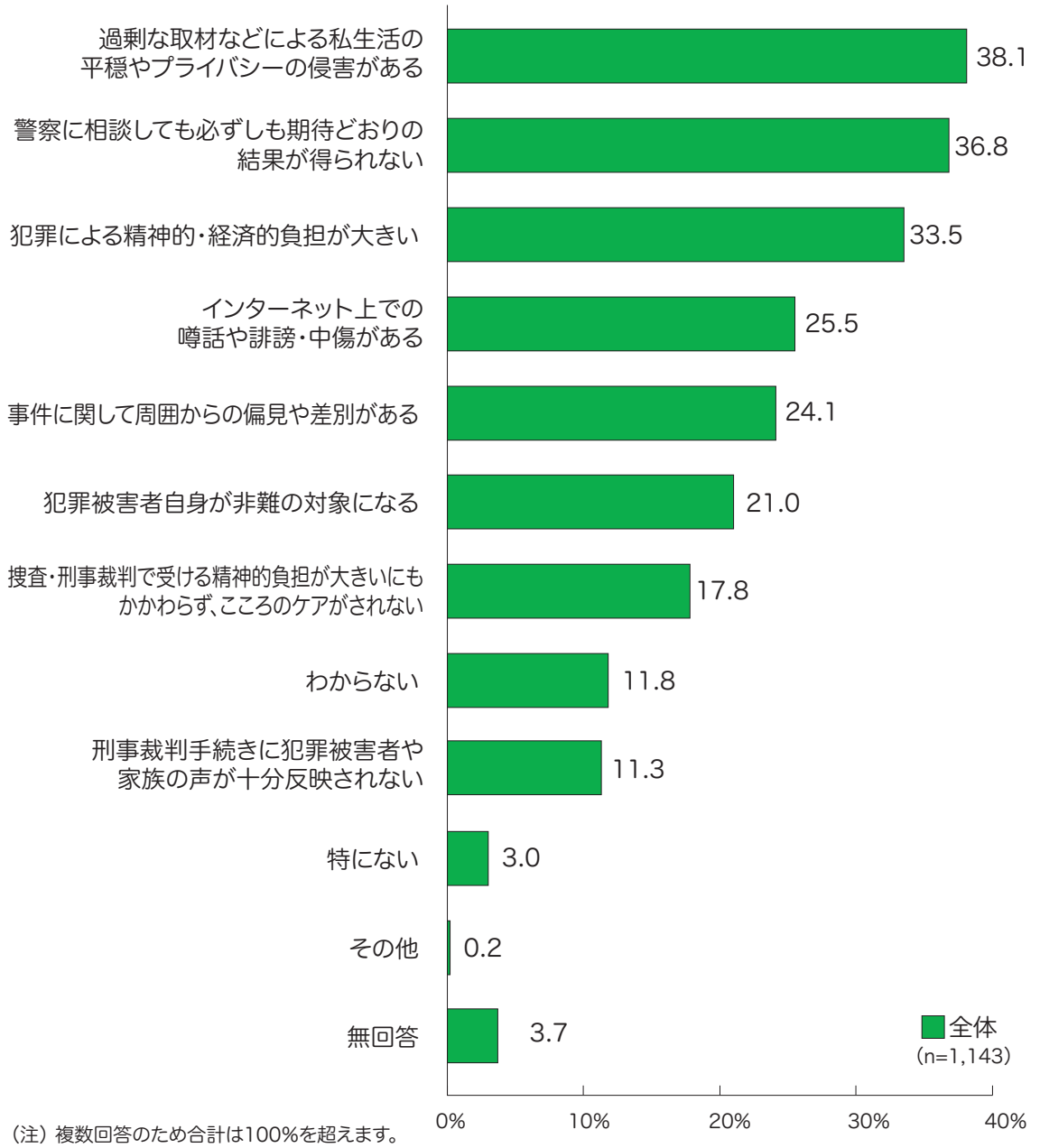

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

図25　犯罪被害者等の人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。
（○は3つまで）

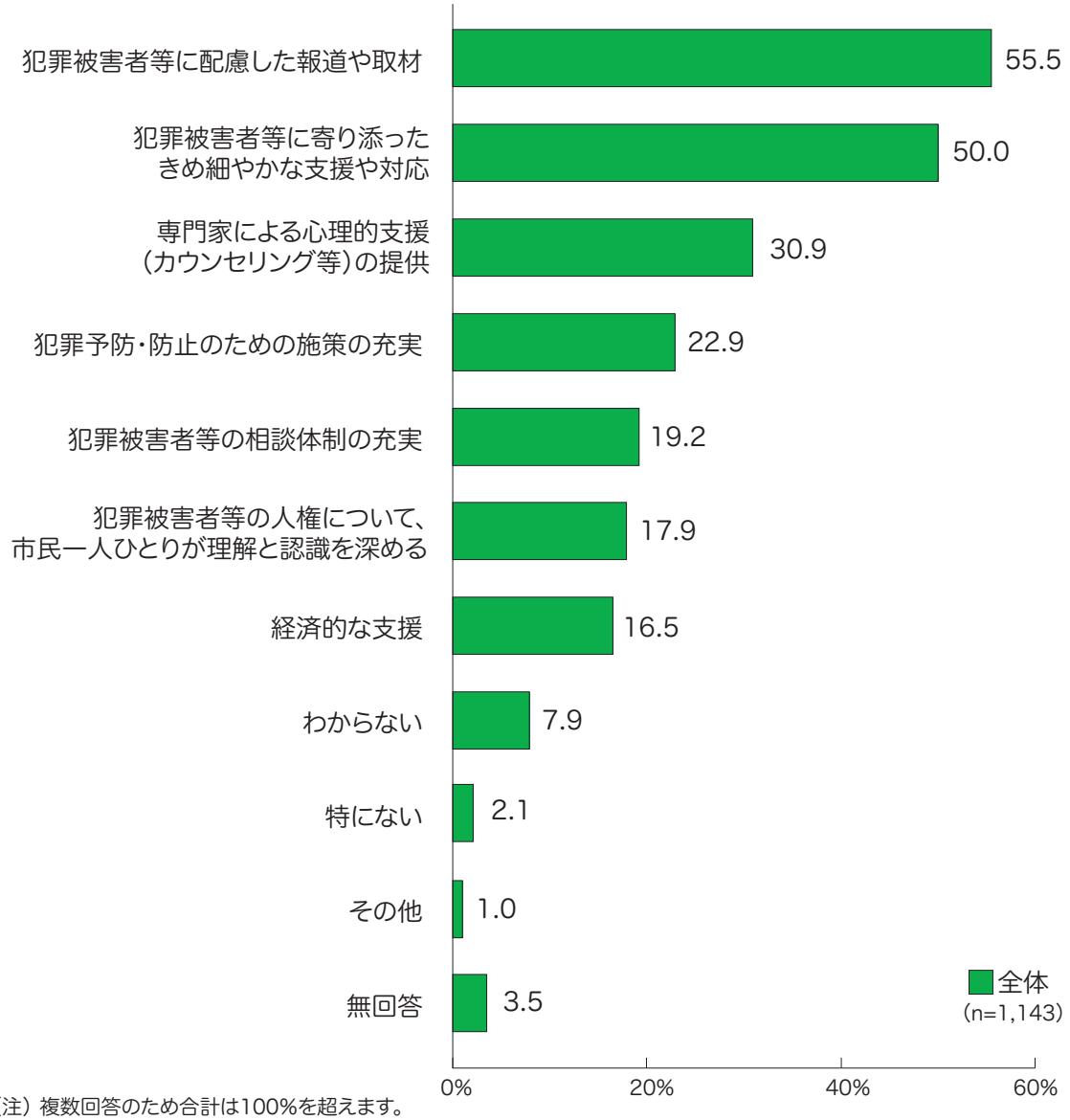

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

11　インターネットによる人権侵害

インターネットは、コミュニケーションの輪を世界中に広げ、文化の多様性の理解や知識や情報の共有を進める有益なツールとして利用が拡大している一方、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わるさまざまな問題が発生しています。

国においては、特に子どもたちの安全を考慮して、2009（平成21）年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」を、また、リベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、2014（平成26）年には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）の特例及び「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」を施行しました。

しかし、インターネット上では、依然として、違法な情報や有害な情報の流通も認められ、昨今、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われたり、災害や新型コロナウイルス感染症などの社会不安に起因するデマの流布や誹謗中傷が行われるなど、特にSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）※11上での誹謗中傷等の深刻化が問題となっています。

こうしたことから、国では、2020（令和2）年9月に「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」が取りまとめられました。

本市でも、学校等における情報モラル教育を推進するとともに、インターネットモニタリング要領に基づき、インターネットを利用した悪質な人権侵害について、プロバイダ等にその情報の削除を依頼するなどの取組を行っています。

（1）　課題

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、私たちは、これからの社会におけるインターネットの有用性と必要性を改めて認識する一方で、悪意のある書き込み、偽り又は誤った情報がインターネット上で拡散されることによって、社会に不安と混乱を生じさせ、場合によっては人の生命・人権に関わる深刻な事態を生じさせることも認識させられました。

2020（令和2）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、インターネットによる人権侵害に関することで特に問題があると思うことについて、「他人に対する根拠のない悪い噂、悪口を掲載する」の回答割合が最も高く、次いで「無断で他人のプライバシーに関することを掲載する」、「情報の発信者が匿名の場合が多いため、被害者が救済されにくい」の順となっています（図26）。

インターネット上に載せられた情報は、一度拡散してしまうと、発信者の意図にかかわらずその情報を回収・消去することはほぼ不可能となるため、その利用に際しては、利用者一人ひとりが、人権や情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識を身に付けておくことが何より大切です。

また、真実ではない情報や人権侵害にあたる書き込み等については、投稿の防止や削除に向けた取組のみならず、それによって名誉を傷つけられた場合の救済手段等についても検討が必要となっています。

(2)　取組方針

インターネットによる人権侵害の解消に向けて、プライバシーや名誉の保護、情報の受発信に伴う責任やモラルに関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発活動を推進します。

①　教育・啓発の推進

- インターネットに関する正しい知識を身に付け、ネットトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を進めます。また、その取組についての広報・啓発活動を行います。
- インターネット利用者等に対する、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を行います。

②　相談・支援体制の充実

- インターネットによる人権侵害について、関係機関と連携し相談者の立場に立った相談・支援に取り組むとともに、相談窓口の周知に努めます。

③　インターネットにおける人権侵害の実態把握と被害の防止

- インターネットにおける悪質な差別書き込みに対し、モニタリング等の取組を推進します。なお、差別書込みを発見した場合には、関係機関と連携しながら削除要請等、適切に対応します。

用語解説

※11　SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

Web上で社会的ネットワークを構築可能にするサービスのこと。狭義には、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。代表的なものには、フェイスブック(Facebook)、ツイッター(Twitter)、ライン(LINE)、インスタグラム(Instagram)などがある。

市民意識調査結果

図26　インターネットによる人権侵害に関することで、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（○は3つまで）

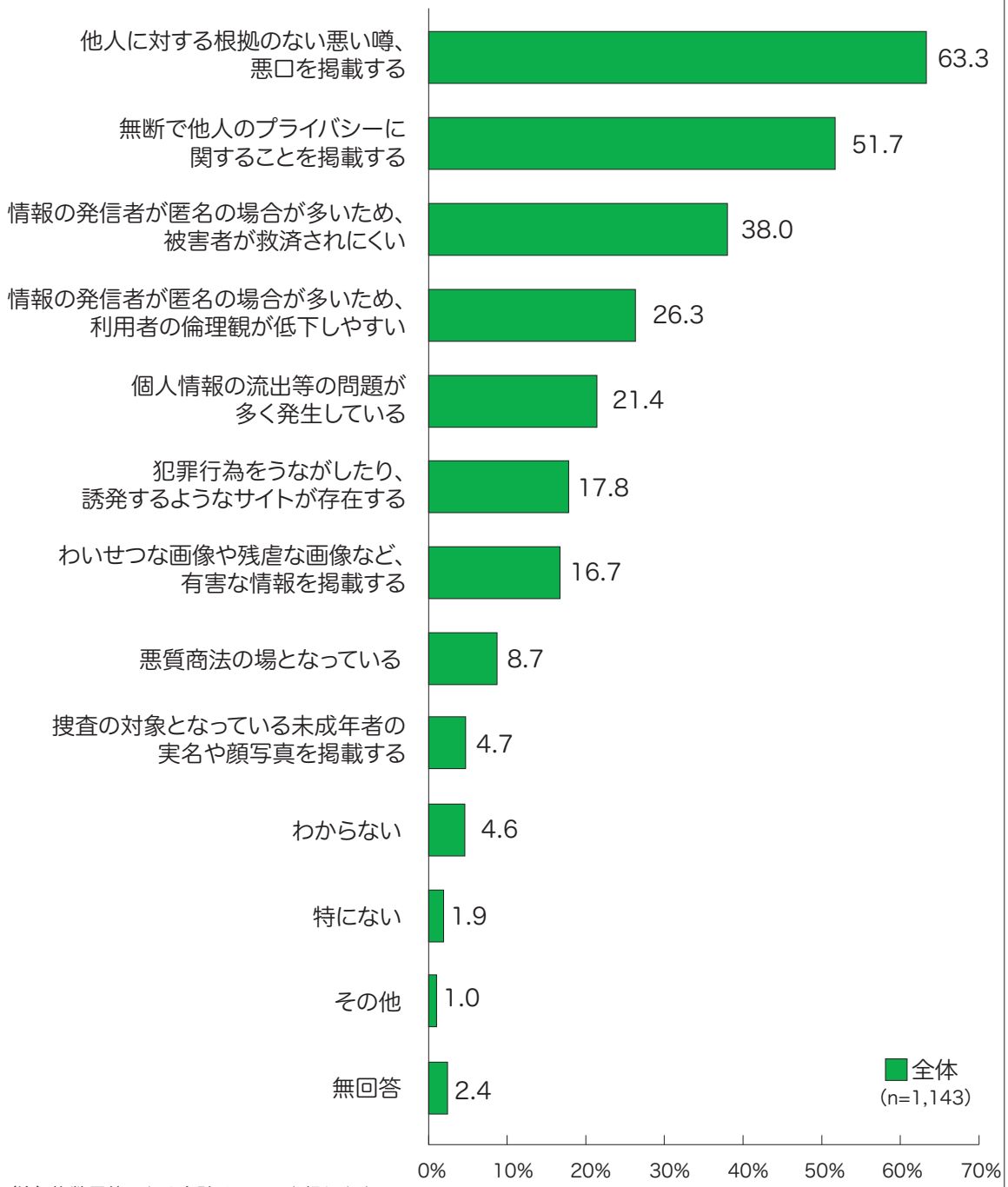

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

図27　インターネットによる人権侵害について、どのような考えをお持ちですか。
（それぞれに○は1つ）

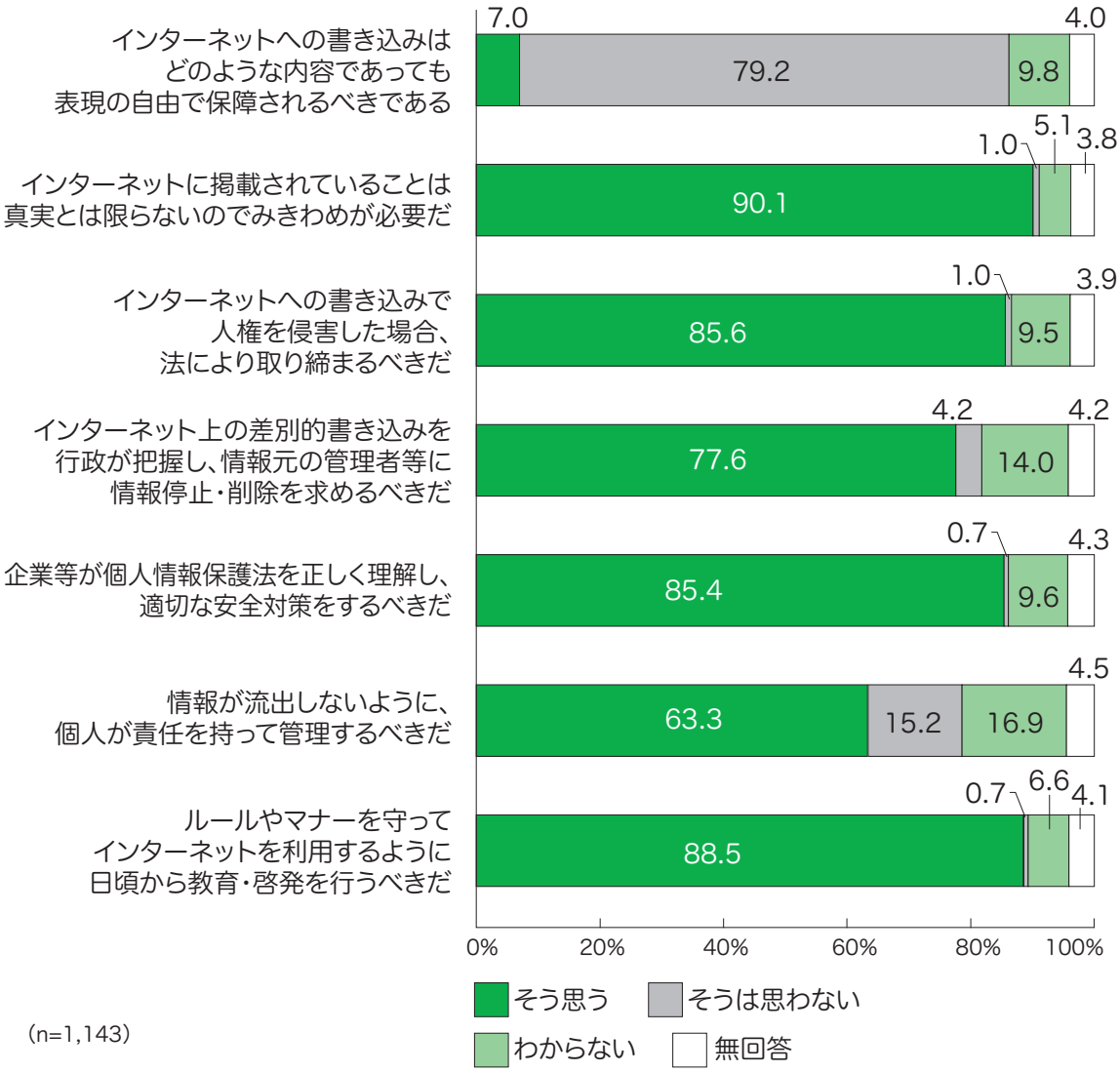

（n=1,143）

12　災害と人権

東日本大震災では、避難生活のなかで、特別な支援や配慮を必要とする人々（要配慮者※12）への配慮が行き届いていない状況や、女性のＤＶや性犯罪被害が問題になりました。

こうしたことから国は、2005（平成17）年の「防災基本計画」に男女共同参画の視点を初めて盛り込むとともに、「第３次男女共同参画基本計画」でも、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」を新たに重要分野の一つと位置づけ、「地域防災計画等に男女共同参画の視点や高齢者・外国人等の多様な視点が反映されるよう、地方公共団体に対して要請するなど、その推進を図る」ことを明示しました。

本市においても、女性の視点を南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した場合の防災対策に活かすため、2014（平成26）年に、女性職員で構成された「高知市女性の視点を防災対策にいかすためのフォローアップ委員会」を設置し、女性の視点、生活者の視点による防災対策について検討を行いました。

（1）　課題

災害時に守った命をつなぐためには、心身の健康と安全の確保が最優先されなければなりません。

2020（令和２）年度に実施した人権に関する市民の意識調査結果によると、災害時に生じることで、人権上特に問題があると思うことについて、「避難生活でプライバシーが守られない」の回答割合が最も高く、次いで「心身の不調を我慢してしまう」、「被災者に被災状況や支援内容など必要な情報や支援が行き届かない」の順となっています（図28）。

非常時には、要配慮者をはじめとして弱い立場にある人ほど大きな影響を受けることを考慮し、ハード・ソフト両面で、女性や高齢者、障がいのある人、子ども、外国人等、多様な人々の存在を前提として防災・復興対策を講じることが必要です。

（2） 取組方針

災害対策における多様性への対応の必要性についての理解を広め、災害時の特別な状況においてもすべての人の人権が守られるよう適切な支援を実施していきます。

① 啓発の推進

・ 災害時における人権問題に対する関心と認識を深めるため、関係機関と連携を図りながら、啓発活動を推進します。

② 平時の取組

・ 多様な避難者を想定した訓練の実施や、多様な視点による地域の実情に応じた避難所運営マニュアルの作成を推進します。

③ 被災時の対応

・ 相談、支援、情報の伝達、避難所の運営・管理体制の構築にあたっては、被災者の人権に十分配慮しながら対応していきます。

用語解説

※12 要配慮者
災害対策基本法の規定により「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されている。

市民意識調査結果

図28　災害時に生じることで、人権上、特に問題があると思うのは次のうちどれですか。（○は3つまで）

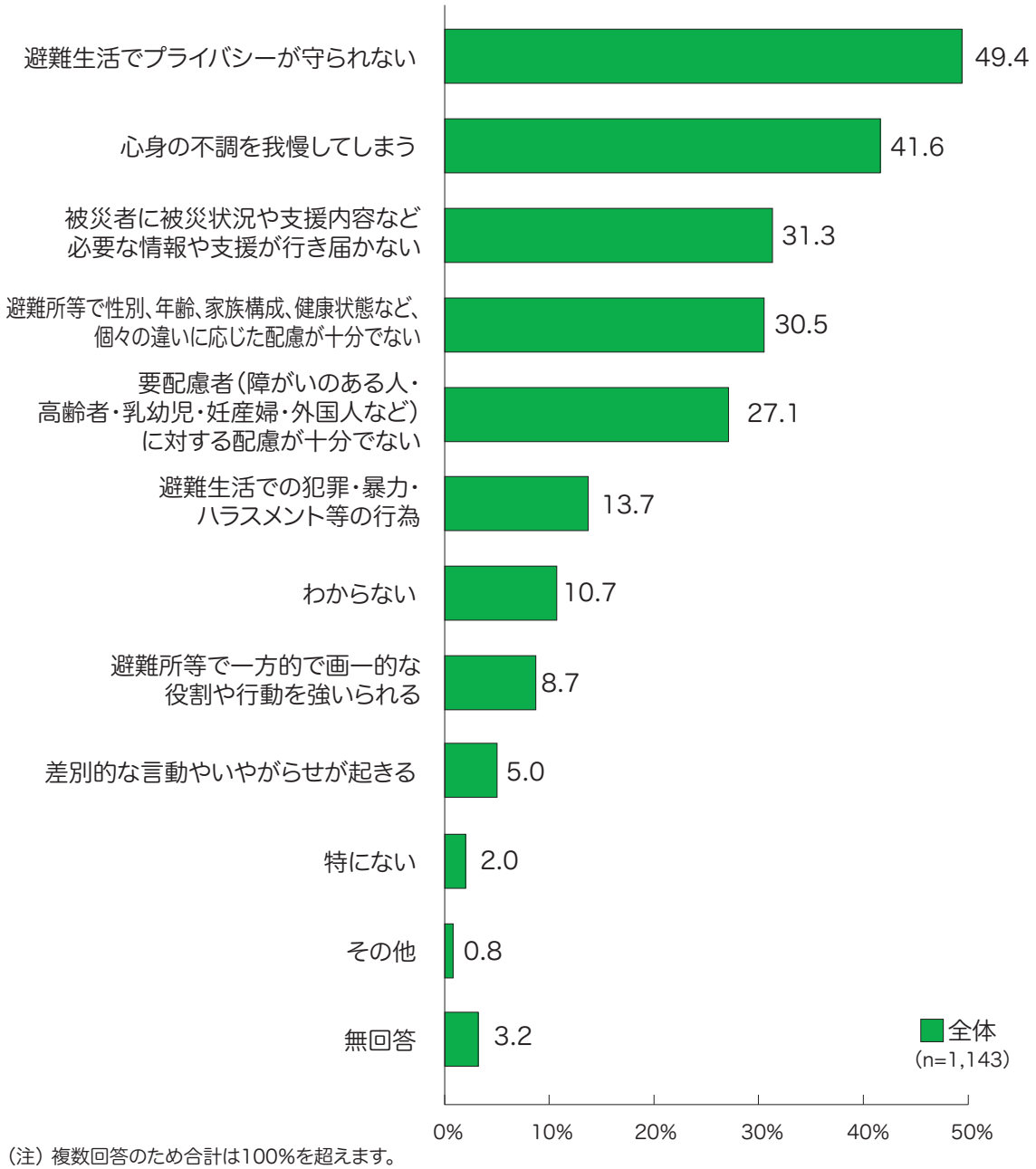

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

図29　災害時に人権を守るためには、どのようなことが必要だと思いますか。（○は3つまで）

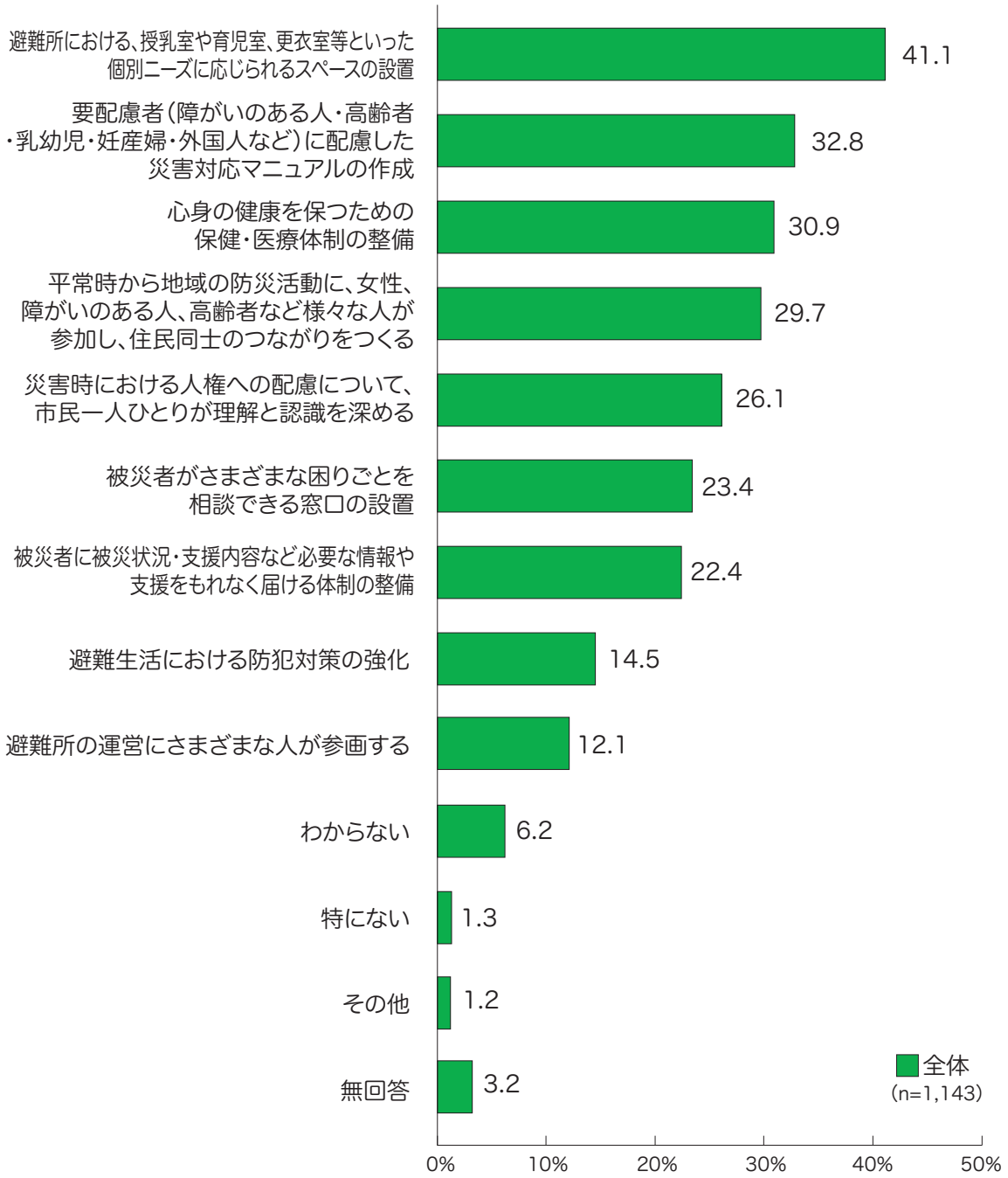

（注）複数回答のため合計は100%を超えます。

13　さまざまな人権課題

社会にはさまざまな人権問題が存在しており、社会情勢の変化に伴って、多様な広がりを持つことから新たに生ずる人権課題にも目を向け、あらゆる人の人権に配慮していく必要があります。

こうした人権課題についても、国や県、関係機関等と連携を図りながら、法改正や社会情勢の変化など、状況に応じて必要な施策を展開し、適切に対応していくとともに、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識が社会全体に浸透していくよう、啓発の取組を推進していきます。

（1）　アイヌの人々

アイヌの人々は、独自の言語、宗教や文化の独自性を持っていますが、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとはいいがたく、迫害などにより長く差別と困窮を強いられてきました。

2019（令和元）年に施行された「アイヌ新法」では、アイヌ民族が先住民族であることが初めて明記されました。また、アイヌ文化の振興や、アイヌの伝統などに関する知識の普及・啓発等、アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けた施策を推進していくことが定められており、アイヌの人々に対する理解と認識を深める取組の推進が求められています。

（2）　刑を終えて出所した人

2016（平成28）年に再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が施行され、2017（平成29）年には、国が取組再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」を閣議決定しました。

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や、住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、きわめて厳しい状況にあります。刑を終えて出所してきた人たちが、地域社会の一員として、円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

（3）　北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重要な人権侵害であり、北朝鮮当局による拉致問題は、国際社会を挙げて取り組むべき課題です。被害者家族の高齢化が進む中、早期解決がより一層求められており、市民がこの問題についての関心や認識を深めていくための支援や周知などの取組が必要です。

（4） ホームレス

やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人たちが存在し、嫌がらせや暴行を受ける事案が発生しています。ホームレスの人々の人権擁護の推進のため、ホームレスや近隣住民の双方の人権に配慮しつつ、啓発広報活動、人権相談等の取組が必要です。

また、単に経済的に困窮しているだけでなく、本人や家族の心身の状況の悪化や、社会からの孤立など、さまざまな問題が複雑に絡まり合い、誰かの助けを借りて状況を改善しなければ、生きがいを持って自分らしく生活することが難しくなっている生活困窮者に対しても支援が必要です。2017（平成29）年に施行された「生活困窮者自立支援法」においては、生活困窮者の状況に応じた包括的支援が必要とされており、本市では、「生活支援相談センター」を設置し、支援の取組を進めています。

（5） 人身取引（トラフィッキング）

2019（令和元）年、国内で認知された人身取引事犯被害者数は47人であり、そのうち約7割が日本人です。

人身取引は、性的搾取、強制労働、臓器売買などを目的として、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、人を移送したり、隠したり、受け取ったりする行為を指し、特に社会的・経済的に弱い立場にある女性や子どもが被害者になることが多く、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらす重大な人権侵害であり犯罪です。人権尊重の観点から決して許されないものであり、人身取引の防止・撲滅に向けた取組の推進と被害者の適切な保護が必要です。

第５章 具体的取組

共通事項

No	施策の方向性			事業（取組）名	事業概要	担当課
	人権施策の基本的な方向	場面	施策の方向性			
1	1　人権を尊重する市政運営		ア　人権尊重の理念に基づく行政運営	地域共生社会の実現に向けた取組	・高知市社会福祉協議会と共に策定した「高知市地域福祉活動推進計画」に基づき、属性や様態を問わず、支援を要する全ての人を対象とし、住民・事業者・行政が協働して「だれもが安心して、いきいきと自分らしく暮らせる支え合いのあるまち」をめざして取組を進める	健康福祉総務課
2	1　人権を尊重する市政運営		イ　職員等の人権意識の高揚	職場研修	・部局や課内における、各課題研修や人権・同和研修等の実施	人事課
3	1　人権を尊重する市政運営		イ　職員等の人権意識の高揚	一般研修（階層別研修）	・各階層に求められる役割を果たすために必要な基礎的、共通的な知識、技能、態度を習得することを目的に、こうち人づくり広域連合と連携を取りながら実施	人事課
4	1　人権を尊重する市政運営		イ　職員等の人権意識の高揚	人権研修推進員研修	・職場研修において、人権に対する職員の理解と認識をより深めるために、人権研修推進員である所属長の、人権意識のさらなる向上を目指す。人権研修推進員が職場研修を実施するにあたって、現在の人権課題、研修の技法等を習得する	人事課
5	1　人権を尊重する市政運営		イ　職員等の人権意識の高揚	市の外郭団体や指定管理者の人権研修への支援	・市の外郭団体や指定管理者の人権に対する理解と認識を深めるために、人権研修（啓発）を推進する	人権同和・男女共同参画課
6	1　人権を尊重する市政運営		ウ　人権に関する情報の収集・提供	人権に関する市民意識調査の実施	・市民の人権に関する意識の変化等を把握し、施策の推進等に反映させるため、定期的に人権に関する市民意識調査を実施	人権同和・男女共同参画課
7	1　人権を尊重する市政運営		ウ　人権に関する情報の収集・提供	人権に関する施策の周知	・「高知市人権尊重のまちづくり条例」他、人権に関する法律や施策について周知を行う	人権同和・男女共同参画課
8	1　人権を尊重する市政運営		エ　人権に関わる活動の拠点づくり	市民会館の施設整備	・市民会館の多くは昭和40年から50年代にかけて建設されており、順次耐震化対策を行う	人権同和・男女共同参画課

No	施策の方向性			事業（取組）名	事業概要	担当課
	人権施策の基本的な方向	場面	施策の方向性			
9	2　人権教育・啓発の推進	（1）学校等における取組	ア　人権教育の推進	平和作品募集事業	・児童・生徒を対象として、平和をテーマにした作品の募集、優秀賞表彰及び作品展示を実施	総務課
10	2　人権教育・啓発の推進	（1）学校等における取組	ア　人権教育の推進	人権教育指導管理事業	・学校・園での人権教育研修（教職員対象）実施に対する講師派遣等の支援 ・学校での総合的な学習の時間におけるさまざまな人権課題に関する人権学習に対する講師派遣等の支援	人権・こども支援課
11	2　人権教育・啓発の推進	（1）学校等における取組	ウ　教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実	保育士等研修事業	・保育の質の向上のため保育士等研修を実施 ・市立保育所・民間保育所合同研修 ・園内研修 ・保育園自主研修 ・特別支援保育研修、特別支援担当者研修 ・家庭支援推進加配保育士研修、乳幼児保育研修等	保育幼稚園課
12	2　人権教育・啓発の推進	（1）学校等における取組	ウ　教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実	学校における人権教育推進体制への支援	・校長研修会や教頭研修会での人権教育研修の実施 ・新規採用の教員等への人権教育研修の実施 ・人権教育主任研修会の実施と各校の人権教育実践概要の作成 ・校内研修への指導主事等の派遣	教育研究所・人権・こども支援課
13	2　人権教育・啓発の推進	（1）学校等における取組	ウ　教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実	高知市人権教育研究協議会への支援	・市民の人権意識向上に向け各種研修会・研究会の実施や機関紙発行等を行う高知市人権教育研究協議会への補助	人権・こども支援課
14	2　人権教育・啓発の推進	（1）学校等における取組	ウ　教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実	人権教育研修への支援	・県内外の各種人権教育研修（教職員対象）に対する参加経費の補助	人権・こども支援課
15	2　人権教育・啓発の推進	（1）学校等における取組	ウ　教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実	教職員に対する研修の推進	・「教職員のキャリアに応じた人づくり」、「組織として機能する学校づくり」、「校内研修の活性化」の3つを重点事項として、法定研修、年次研修、職務等研修、専門・教育課程研修の4つを柱に、中核市研修の実施	教育研究所

No	施策の方向性			事業(取組)名	事業概要	担当課
	人権施策の基本的な方向	場面	施策の方向性			
16	2　人権教育・啓発の推進	(1)学校等における取組	ウ　教職員・保育士等による研究・研修の機会の充実	人権教育主任研修会	・人権教育の基本方針や、人権教育推進上の諸課題に関する認識を深めるとともに、人権教育主任として指導力の向上を図る。	教育研究所
17	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	ア　人権教育・啓発活動の推進	「人権週間」事業	・「人権週間」(12/4～12/10)期間中に市民一人ひとりの人権意識の高揚を目指した啓発事業の実施	人権同和・男女共同参画課
18	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	ア　人権教育・啓発活動の推進	市民啓発活動	・出前講座の実施 ・各関係機関と連携した人権啓発事業等の実施 ・高知市広報「あかるいまち」への人権シリーズの掲載	人権同和・男女共同参画課
19	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	ア　人権教育・啓発活動の推進	地域啓発活動	・地域において、人権意識の高揚を図り、住民自らが人権を守るまちづくりを推進していくことを目的として啓発活動に取組む地区人権啓発推進委員への活動支援	人権同和・男女共同参画課
20	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	ア　人権教育・啓発活動の推進	人権擁護活動の支援	・人権擁護委員の推薦及び高知人権擁護委員協議会の啓発活動を支援する。	人権同和・男女共同参画課
21	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	ア　人権教育・啓発活動の推進	「高知市平和の日」記念事業	・市民参加による実行委員会方式で企画・運営する、企画資料展・平和祈念講演・映像資料の上映・平和フィールドワーク等の実施	総務課
22	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	ア　人権教育・啓発活動の推進	消費者行政推進事業	・消費者教育・啓発の推進を図り、消費者主権の確立と市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、出前講座や広報誌等で消費生活の情報を提供	くらし・交通安全課
23	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	ア　人権教育・啓発活動の推進	社会人権教育推進事業	・PTA人権教育研修等に対する講師派遣等の支援	人権・こども支援課

No	施策の方向性			事業(取組)名	事業概要	担当課
	人権施策の基本的な方向	場面	施策の方向性			
24	2　人権教育・啓発の推進	(2)家庭・地域における取組	イ　地域の拠点施設の活用	子ども会運営事業	・児童館・集会所での子ども会運営	人権・こども支援課
25	2　人権教育・啓発の推進	(3)職場における取組	ア　人権啓発活動の支援	企業への啓発活動の推進	・事業者に対し、企業の社会的責任としての人権尊重の理念を普及し、人権意識の涵養を図るため、企業向け人権講演会の実施や市主催の講演会等への参加を企業に広く周知する。	人権同和・男女共同参画課
26	3　相談・支援体制の充実		ア　相談体制の充実と相談窓口の周知	相談体制の充実	・さまざまな人権問題についての相談に応じ、関係機関と連携し必要な支援を行う ・特設人権相談所の開設 ・相談にあたる職員の資質の向上を目的に各種研修会へ参加する	人権同和・男女共同参画課
27	3　相談・支援体制の充実		ウ　問題解決と支援のための連携強化	無料法律相談の実施	・市民生活に関する法律問題について、弁護士及び司法書士に面談方式で相談し、解決の方策について助言を受ける	広聴広報課

同和問題

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
28	①教育・啓発活動の推進	「部落差別をなくする運動」強調旬間事業	・「部落差別をなくする運動」強調旬間(7/10～7/20)の期間中に、市民一人ひとりの人権意識の高揚を目指した啓発事業の実施	人権同和・男女共同参画課
29	③部落差別の実態把握と差別被害の防止	住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度	・不正な請求を抑止するとともに、個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、希望する本人(事前に登録が必要)に交付したことを知らせる制度の実施	中央窓口センター
30	④市民会館活動の充実	市民会館の運営	・地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。 1　基本事業 (1)　社会調査及び研究事業 (2)　相談事業 (3)　啓発・広報活動事業 (4)　地域交流事業 (5)　周辺地域巡回事業 (6)　地域福祉事業 2　特別事業 (1)　隣保館デイサービス事業 (2)　地域交流促進事業 (3)　相談機能強化事業	人権同和・男女共同参画課

女性

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
31	①教育・啓発の推進	男女共同参画の推進	・講演会の実施 ・広報、啓発の実施 ・図書・情報資料収集・提供 ・出前講座の実施 ・広報紙や情報誌の発行	人権同和・男女共同参画課
32	①教育・啓発の推進	男女共同参画職員研修	・市職員(階層別)研修の実施	人権同和・男女共同参画課
33	①教育・啓発の推進	男女共同参画の日「8月1日」事業	・男女共同参画の日を中心に、パネル展示や啓発作品の表彰・企業表彰などの啓発活動の実施	人権同和・男女共同参画課
34	①教育・啓発の推進	DVの防止啓発	・DV防止啓発講演会の実施 ・啓発パネル企画展示や情報誌への掲載等の実施 ・デートDV学習会の実施	人権同和・男女共同参画課
35	②相談・支援体制の充実	DVの相談体制の充実	・女性相談支援センター等関係機関との連携による相談・支援 ・庁内における「DV等被害者支援ネットワーク会議」における連携	人権同和・男女共同参画課
36	②相談・支援体制の充実	女性のための相談、男性のための悩み相談	・女性のための一般相談、こころの相談、法律相談や男性のための悩み相談の実施	人権同和・男女共同参画課
37	②相談・支援体制の充実	ひとり親家庭等の相談及び就業自立支援	・就業相談や就業情報の提供、職業紹介などの就業支援を行う支援センターの事業運営(県と共同で委託実施) ・親権、養育費、面会交流、慰謝料等の法律相談	子育て給付課
38	③男女共同参画社会づくりの推進	男女共同参画の視点からのワーク・ライフ・バランスの推進	・大学と連携したキャリア形成支援講座等の実施 ・男性対象の家事応援講座等の実施 ・男女共同参画推進企業表彰の実施 ・男性の育児・介護休業取得の促進 ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	人権同和・男女共同参画課

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
39	③男女共同参画社会づくりの推進	女性活躍の促進	・働く女性のスキルアップなど講座の実施 ・人材育成のための、女性活躍応援講座、エンパワメント講座の実施	人権同和・男女共同参画課
40	③男女共同参画社会づくりの推進	審議会等への女性の参画の拡大	・市が所管する各種審議会等における、女性委員構成比率の向上及び条例に定める目標達成に向けた、庁内各課に対する女性委員登用の働き掛けの実施	人権同和・男女共同参画課
41	③男女共同参画社会づくりの推進	雇用促進・就労支援	・高知市雇用創出促進協議会において女性を対象にした就業支援のセミナーを実施	産業政策課

子ども

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
42	①教育・啓発の推進	人権教育指導管理事業 (子どもの人権を守る教育の推進)	・学校教育における、子どもの人権への正しい理解と対応力を高めるための人権研修に対する講師派遣等の支援	人権・こども支援課
43	①教育・啓発の推進	教育研究所事業	・高知市研究協力校としての学校指定や高知市教育研究所研究員として委嘱・任命した教職員による授業研究や学級経営、情報教育、人権教育、特別支援教育等についての学校現場での実践を通した調査・研究等	教育研究所
44	②相談・支援の充実	園庭開放・子育て相談・地域活動	・地域の子育て支援の中核となるよう、園庭を開放 ・保育園行事への参加を呼び掛け ・子育て相談活動を実施	保育幼稚園課
45	②相談・支援の充実	地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター)事業	・主として保育所や幼稚園などに通所・通園していない乳幼児を抱える子育て家庭への総合的な支援のため、保育所やその他の施設にて実施 ・子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進 ・子育て等に関する相談・援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供等 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	子ども育成課

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
46	②相談・支援の充実	育児相談事業	・乳幼児と保護者、妊婦を対象に妊娠中の相談や子どもの発育、発達の確認や育児上の相談、養育者同士の交流の場として、育児相談事業を実施	母子保健課
47	②相談・支援の充実	学校カウンセラー推進事業	・学校カウンセラーの派遣により、児童生徒、教職員及び保護者に対するカウンセリングを通じた、不登校や問題行動等の未然防止、早期対応・解決の支援	人権・こども支援課
48	②相談・支援の充実	高知チャレンジ塾運営事業	・高等学校進学を含め、将来への希望を持って進路を選択できるようにするため、生活保護世帯等の中学1年生から3年生までの生徒の学習の場を設け、生徒に対する学習支援を継続的に実施	学校教育課
49	②相談・支援の充実	児童生徒等自立支援教室	・児童生徒及び進路未定中学校卒業生を中心に、自分自身を見つめ直したり、将来への展望を持たせるとともに、学校復帰や高校進学に向けた学習支援を実施	少年補導センター
50	②相談・支援の充実	不登校対策総合支援事業	・不登校対策専門家支援チームの派遣 ・不登校予防・支援のためのアンケート調査の実施 ・校内支援委員会へ指導主事等が参加し、相談・支援の実施	教育研究所
51	②相談・支援の充実	教育支援センター事業	・不登校に関する保護者や児童生徒、学校関係者からの相談に対して、経験豊富な相談員やスクールカウンセラーが専門的な立場から支援を実施 ・不登校状態にある児童生徒への居場所づくりと自立への支援(体験活動や学習支援など)の実施 ・中学卒業生の進路未定者に対しての社会的自立に向けての支援(個別カウンセリングや進路ガイダンス等)の実施	教育研究所
52	②相談・支援の充実	スクールソーシャルワーカー配置事業	・スクールソーシャルワーカーが、市立小・中・義務教育・特別支援・高等学校の依頼に応じて、ソーシャルワークの視点から支援を実施	教育研究所

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
53	③子どもの安全を守る取組の強化	児童虐待予防推進事業	・児童虐待予防及び通告・相談対応・支援に関する関係機関の連携体制を強化し、児童の健全育成を推進 ・虐待通告への対応を含む児童家庭相談を実施	子ども家庭支援センター
54	③子どもの安全を守る取組の強化	いじめ問題対策推進事業	・いじめ防止基本方針に基づく組織運営 ・学校におけるいじめ防止対策の実効的実施及び重大事態の対処を行うための組織の設置・運用	人権・こども支援課

高齢者

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
55	①教育・啓発の推進	世代間交流ふれあい事業	・世代間交流を通じ、地域の伝統行事など地域文化に触れる体験や学習等の事業の企画実施	生涯学習課
56	②相談・支援の充実	認知症総合支援事業	・認知症が疑われる初期の段階から早期診断、早期対応を行う体制を構築 ・地域の中で、認知症患者本人や介護者の居場所となる「認知症カフェ」開設を支援	高齢者支援課
57	②相談・支援の充実	高齢者虐待相談事業	・高齢者虐待の相談対応、支援 ・高齢者虐待ネットワーク運営協議会の開催 ・市民・地域への啓発 ・警察など関係機関との連携	高齢者支援課
58	②相談・支援の充実	成年後見制度利用支援事業	・認知症等の状況にあり、財産管理や契約に伴うサービス利用への援助が必要な高齢者等に対し、成年後見制度の利用を支援	高齢者支援課
59	②相談・支援の充実	認知症サポート事業	・認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの養成。 ・認知症を理解し、認知症の人や家族を地域で見守ることができる認知症サポーターの養成とボランティア活動にも参加する認知症サポーターの育成	高齢者支援課

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
60	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	高知市版生涯活躍のまち推進事業	・中高年齢者がこれまで積み上げてきた知識や経験を活かして、いつまでも現役で輝き続けられるために、民間事業者と協定を結び環境の整備を実施する	地域活性推進課
61	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	高知市地域公共交通網形成計画	・低床バスや低床電車の導入促進 ・過疎化、高齢化が進む都市周辺部等において、「デマンド型乗り合いタクシー」の運行	くらし・交通安全課
62	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	高齢者の生きがいづくり促進事業	・高齢者のいきがいづくりや健康づくりを促進するとともに、老人福祉の向上を図るため、健康福祉センターや老人福祉センター等で高齢者を対象にした各種講座を実施	高齢者支援課
63	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	なごやか宅老事業	・住み慣れた地域で出来る限り自立した生活を送り、閉じこもり防止や認知症の予防、地域での介護予防の取組や支援ネットワーク作りを推進するため、高齢者が気軽に通え、利用者同士がなごやかに交流できる宅老所を設置運営	高齢者支援課
64	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	地域交流デイサービス事業	・寝たきりや認知症の予防をはじめ、高齢者自身の手による支援ネットワークづくりを促進するため, 高齢者が老人福祉センター、公民館等に月１～２回集い、レクリエーション、健康談話等で交流する場所を提供	高齢者支援課
65	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	雇用促進・就労支援	・高知市雇用創出促進協議会において高齢者を対象にした就業支援のセミナーを実施	産業政策課
66	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	高知市交通バリアフリー基本構想	・「バリアフリー新法」に基づく、高齢者・身体障がい者など交通弱者に配慮した計画の推進	都市計画課
67	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	都市公園整備事業	・高齢者の利用に対応するユニバーサルデザインに配慮して都市公園の整備に取り組むもの。	みどり課

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
68	③高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり	公園遊園整備改良事業	・高齢者の利用に対応するユニバーサルデザインに配慮して公園施設の更新に取り組むもの。	みどり課

障がいのある人

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
69	①教育・啓発の推進	ふれあい体験学習	・障がいのある人への理解を深めるため、学校等に車椅子利用者、視覚障がい者等を講師として派遣 ・学生などを対象に車椅子試乗、アイマスク体験、点字・手話・要約筆記等の体験学習を実施	障がい福祉課
70	①教育・啓発の推進	手話普及推進事業	・市民向けの研修や出前講座の実施により、手話の普及を推進	障がい福祉課
71	①教育・啓発の推進	精神障がいについての理解啓発	・精神疾患の理解を深めるための啓発活動の実施	健康増進課
72	②相談・支援の充実	多様な雇用と就労の促進	・「高知市障がい者活躍推進計画」により、障がい者の多様な雇用と就労の促進を図る	人事課
73	②相談・支援の充実	相談支援事業	・障がい福祉課及び委託相談支援事業所において、障がい者やその支援者からの相談対応、必要な情報の提供、助言、その他の便宜供与及び関係機関との連絡調整等の必要な援助を実施	障がい福祉課
74	②相談・支援の充実	就労支援	・障がい特性に合わせた就労支援が行える支援体制の構築 ・高知県や各関係機関と連携した就労支援に向けたネットワーク化の推進 ・研修会や情報交換会の開催 ・高知市障害者就労施設等優先調達方針に基づき、障害者就労支援施設等の受注の機会の確保を図る	障がい福祉課
75	②相談・支援の充実	精神障がい者相談支援の充実	・精神障がい者及びその家族等からの相談に応じ、必要な指導や支援を実施	健康増進課

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
76	②相談・支援の充実	心の健康づくり対策事業	・こころの健康について保健師及び精神保健福祉相談員、精神保健福祉士等が相談対応を実施	健康増進課
77	②相談・支援の充実	特別支援教育推進事業	・就学前からのサポートファイルの作成と引継ぎへの活用 ・就労前から小学校へ、小学校から中学校へ、中学校から高等学校への移行期の相談・支援の充実 ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用 ・特別支援教育相談員や指導主事等が検査を含む教育相談や就学相談を実施 ・教職員に対する特別支援教育に係る出前研修の実施	教育研究所
78	②相談・支援の充実	子ども発達支援センター	・早期発見・早期療育支援の仕組み及びライフステージ移行の際の切れ目ない支援体制の構築 ・障がい児を持つ家族や地域の関係機関への支援	子ども育成課
79	③障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	地域活動支援センター事業	・社会との交流促進、障がいのある人等の地域生活支援の充実を図るため、障がいのある人等に創作的活動又は生産活動の機会を提供	障がい福祉課
80	③障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	社会参加促進事業	・文化的な素養を高めることや学習、人と交流する機会づくりを目的として、さまざまな社会参加やいきがいに通じる講座の開催等を行う	障がい福祉課
81	③障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	障害者虐待防止センター	・高知県や関係機関とのネットワーク作りの支援を行う	障がい福祉課
82	③障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	成年後見制度利用支援事業	・成年後見制度の利用が必要であるが、身寄りがないなどのため申し立てが困難な障がいのある人に対し、成年後見制度の利用を支援	障がい福祉課

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
83	③障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	点字図書・録音図書の充実と視覚障がい者等の活字図書の利用が困難な人の読書・情報環境の充実	・視覚障がい者等の読書の機会を保障し、読書環境の整備を行う。視覚障がい、高齢、疾病その他の障がいなどで通常の活字図書の利用が困難な人の読書や情報環境を充実させ、視覚障がい者等のQOL(生活の質)を向上させるため、点字図書、録音図書等の貸出等利用を促進する。	声と点字の図書館
66	③障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	高知市交通バリアフリー基本構想【再掲】	・「バリアフリー新法」に基づく、高齢者・身体障がい者など交通弱者に配慮した計画の推進	都市計画課
84	③障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり	交通バリアフリー道路特定事業	・視覚障がい者誘導シートの設置・歩道における平坦性確保等の整備	道路整備課

外国人

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
85	①教育・啓発の推進	異文化理解のための出前講座	・国際交流員による異文化理解のための出前講座を実施	総務課
86	①教育・啓発の推進	姉妹・友好都市交流事業	・姉妹・友好都市との友好関係を支える各姉妹・友好都市委員会の活動に対する支援	総務課
87	②相談・支援の充実	多文化共生の推進	・行政情報の多言語化や、やさしい日本語による情報発信等、外国人住民への生活支援	総務課
88	②相談・支援の充実	帰国・外国人児童生徒支援事業	・家庭の事情等により来日してきた帰国・外国人児童生徒に対して、在籍校や教育研究所において日本語指導や日本の生活習慣の獲得のための支援、相談等を行う。	教育研究所
89	③外国人への配慮等	外国人住民のための行政情報の提供	・ゴミの分別方法や、防災等の行政情報及び引越し後の行政手続きについて、各国語に翻訳されたパンフレットを配布し、高知市での生活に支障が生じないようにする	中央窓口センター

感染症患者等

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
90	①感染症等に関する正しい知識の普及・情報提供	感染症対策事業	・感染症予防知識の普及啓発 ・情報収集・分析及び提供のための感染症発生動向調査の実施 ・患者発生に伴う疫学調査及び健康診断の実施 ・感染症診査協議会の開催 ・人材育成、感染防護用品等の整備等 ・患者支援、接触者検診	地域保健課
91	①感染症等に関する正しい知識の普及・情報提供	結核対策推進事業	・結核の予防知識の普及啓発 ・患者支援、接触者検診	地域保健課
92	①感染症等に関する正しい知識の普及・情報提供 ②相談・支援体制の充実 ③医療・検査体制の充実	エイズ等対策促進事業	・ＨＩＶ感染予防知識の普及啓発 ・エイズ電話相談 ・知識と技術習得のための職員の研修への参加による人材育成等 ・利便性に配慮したＨＩＶ抗体検査の実施 ・梅毒検査の実施	地域保健課
93	③医療・検査体制の充実	肝炎ウイルス検査事業	・B型・C型肝炎ウイルス検査の実施 ・検査陽性者への精密検査受診勧奨	地域保健課

性的指向・性自認

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
94	①教育・啓発の推進	啓発活動の推進	・多様な性のあり方についての理解促進のための啓発活動の実施	人権同和・男女共同参画課
95	①教育・啓発の推進	性的指向・性自認に関する職員研修	・多様な性のあり方について理解するための職員研修の実施	人権同和・男女共同参画課
96	②相談・支援体制の充実	相談・支援体制の充実	・性的指向・性自認に関する相談・支援の実施	人権同和・男女共同参画課
97	③社会的理解や多様な性のあり方を尊重する取組の推進	社会的理解や性の多様性を尊重する取組の推進	・パートナーシップ制度の導入 ・申請書類等の性別記載欄の見直し	人権同和・男女共同参画課

職場の人権

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
98	②相談・支援体制の充実	高知市総合労働相談	・労働問題全般における相談	産業政策課
99	③安心して働くことができる職場環境づくり	ハラスメント対策	・職場におけるハラスメントの防止のため、苦情相談職員を設置するなど対策を実施し、良好な職場環境を維持する。	人事課
100	③安心して働くことができる職場環境づくり	安心して働ける職場環境の整備	・メンタルヘルス相談・研修、ストレスチェック等の実施 ・高知市特定事業主行動計画に基づくワーク・ライフ・バランスの推進	人事課
101	③安心して働くことができる職場環境づくり	ワーク・ライフ・バランスの推進	・季刊「高知市労働ニュース」活用により、「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を図る	産業政策課
102	③安心して働くことができる職場環境づくり	公正な採用選考	・高知市無料職業紹介所に登録している求職者及び求人企業に対し、公正な採用選考のために配慮すべき事項の周知啓発を図る。	産業政策課

犯罪被害者等

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
103	②相談体制の充実	犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実	・総合的対応窓口の周知 ・人材育成 ・高知県被害者支援連絡協議会、犯罪被害者等支援ブロック別担当者会等関係機関との連携	人権同和・男女共同参画課
104	②相談体制の充実	民間支援団体への活動支援	・犯罪等の被害者及びその家族、遺族に対する精神的支援その他各種支援活動を行う民間支援団体への活動支援	人権同和・男女共同参画課

インターネットによる人権侵害

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
105	①教育・啓発の推進	携帯電話・スマートフォン・インターネット上のトラブル防止のための出前講座・研修	・インターネットや携帯電話、スマートフォンの普及が進む中、重大な事件に子どもたちが巻き込まれるケースが多発している。そのようなトラブルを予防するための出前研修を行い、使い方やモラル指導を行う。	少年補導センター
106	③インターネットにおける人権侵害の実態把握と被害の防止	インターネットモニタリングの実施	・インターネットモニタリングを実施し、明らかな人権侵害については、プロバイダ等に削除依頼を行う。	人権同和・男女共同参画課
107	③インターネットにおける人権侵害の実態把握と被害の防止	学校ネットパトロールの実施	・高知県教育委員会が実施している「学校ネットパトロール」(電子掲示板、動画サイト、ブログ、プロフ等の不適切な書き込み等について、検索、監視等を実施)と連携し、児童生徒に係るインターネット上のトラブル等の未然防止と早期対応を図る。	人権・こども支援課

災害と人権

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
108	①啓発の推進	防災教育の充実	・「高知市地震・津波防災教育の手引き」をはじめとするさまざまな教材や資料を活用した系統的かつ実践的な防災学習の推進 ・学校の立地や児童生徒の実態に応じ、さまざまな状況を想定した避難訓練の実施 ・防災教育推進教員の研修会の充実や、「防災士」の有資格教員の計画的な養成による、学校防災のリーダーとなる人材育成の推進	学校教育課
109	②平時の取組	「れんけいこうち防災人づくり塾」の開催	・地域での防災リーダーとなる人材を育成するための、防災に関するさまざまな知識や技能の習得に係る連続講座の開催	防災政策課

No	取組項目	事業(取組)名	事業概要	担当課
110	②平時の取組	地域防災力の向上	・地域での勉強会・講習会に本市職員を講師として派遣するとともに、地域の防災訓練の実施支援を行う。 ・地域の実情に応じ、地域住民とともに要配慮者など多様な人々に配慮した避難所運営マニュアルを作成する。	地域防災推進課
111	②平時の取組	避難行動要支援者対策事業	・避難行動要支援者名簿の作成・更新管理 ・避難支援プラン(全体計画)の修正 ・避難支援等関係者への名簿情報提供 ・地域においての個別計画作成や防災訓練実施支援	地域防災推進課
112	②平時の取組	福祉避難所整備事業	・福祉避難所の指定、備蓄 ・福祉避難所運営マニュアルの作成 ・要配慮者対策マニュアルの作成	健康福祉総務課
113	②平時の取組	災害医療救護活動促進事業	・大規模災害時の迅速・的確な医療救護活動の実施 ・医療救護施設等への活動用資機材の配備 ・医療機関, 関係団体等との災害医療救護訓練の実施	地域保健課
114	②平時の取組	単身高齢者及び身体不自由者に対する防災訪問	・災害弱者対策の一環として昭和47年から3年毎に名簿の見直しを実施し、単身高齢者等の防災訪問を月1回実施し、火災や他の災害時に被災者になりやすいこれらの方々の危険を少しでも少なく安心に生活できるようにする。	消防局予防課

第６章　基本計画の推進体制

1　推進体制等の整備

（1）　全庁的な体制による推進

「高知市人権施策推進本部」及び「高知市人権教育推進本部」のもと、人権尊重のまちづくりをめざし、各部局間の連携を高め、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等、分野別の課題に係る施策を推進するだけでなく、市の実施するすべての施策に人権尊重の理念を取り入れた展開を図ります。

（2）　国や県等行政機関との連携

本計画の実効性を高めるため、国や県等の各行政機関と連携を図りながら、効果的な人権施策を推進します。

（3）　市民や企業・関係団体等との連携

社会全体で人権問題に取り組めるよう、地区人権啓発推進委員会をはじめ、企業やＮＰＯ、関係団体等、さまざまな分野での連携を図ります。

また、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指し、市民一人ひとりの理解と協力を促進するために、本計画の趣旨が広く市民に浸透するよう周知を図ります。

（4）　「高知市人権尊重のまちづくり審議会」

有識者等で構成する「高知市人権尊重のまちづくり審議会」から人権に関する施策や先進的事例について、多様な視点から意見をいただき、施策の展開に反映していきます。

2　人権施策の点検と見直し

（1）　人権施策の取組の進捗管理

本計画に基づく具体的施策の実施状況を年度ごとに把握し、以後の計画推進に反映します。

（2）　「人権に関する市民意識調査」の実施

市民意識調査を定期的に行い、市民の人権に関する意識の変化や、市の取組に対する意見・ニーズ等の把握に努め、施策の推進や基本計画の改定に際する参考とします。

市民意識調査の結果はホームページ等で広く市民に公表します。

（3）　基本計画の見直し

社会情勢の変化に伴う、人権を取り巻く状況の変化を見据えながら、「高知市人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴き、人権に関する市民意識調査の結果等を参考として、５年ごとに必要な見直しを行います。

尚、その間に特段の事情が生じた場合は、適宜、必要な修正を行います。